

令和3年 第3回定例会

高山村議会会議録

令和3年9月2日 開会

令和3年9月16日 閉会

高山村議会

令和3年第3回高山村議会定例会会議録目次

第 1 号 (9月2日)

議事日程.....	1
本日の会議に付した事件.....	2
出席議員.....	2
欠席議員.....	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	2
事務局職員出席者.....	2
開会の宣告.....	3
村長挨拶.....	3
開議の宣告.....	5
会議録署名議員の指名.....	5
会期の決定.....	5
認定第1号～認定第8号の一括上程、説明.....	6
報告第1号の上程、説明.....	8
同意第1号の上程、説明、採決.....	10
同意第2号の上程、説明、採決.....	12
議案第1号の上程、説明.....	14
議案第2号の上程、説明.....	16
議案第3号～議案第5号の一括上程、説明.....	17
陳情書等について.....	22
一般質問.....	22
2番 佐藤 晴夫 君.....	23
6番 山口 英司 君.....	24
4番 後藤 肇 君.....	27
休会について.....	31
散会の宣告.....	31

第 2 号 (9月16日)

議事日程.....	3 3
本日の会議に付した事件.....	3 4
出席議員.....	3 4
欠席議員.....	3 4
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	3 4
事務局職員出席者.....	3 5
開議の宣告.....	3 6
陳情第 6 号の上程、報告、質疑、討論、採決.....	3 6
陳情第 7 号の上程、報告、質疑、討論、採決.....	3 8
陳情第 8 号の上程、報告、質疑、討論、採決.....	3 9
発委第 1 号の上程、質疑、討論、採決.....	4 1
報告第 2 号の上程、報告、質疑.....	4 2
議案第 1 号の質疑、討論、採決.....	4 4
議案第 2 号の質疑、討論、採決.....	4 4
議案の訂正について.....	4 5
議案第 3 号～議案第 5 号の質疑、討論、採決.....	4 8
議案第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	5 3
議案第 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	5 4
議案第 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	5 6
議案第 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	5 8
認定第 1 号～認定第 8 号の質疑、討論、採決.....	5 9
委員会の閉会中継続調査（審査）申出書について.....	8 5
議員派遣について.....	8 6
閉会の宣告.....	8 6
署名議員.....	8 7

令和3年第3回高山村議会定例会

議事日程(第1号)

令和3年9月2日(木)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 認定第 1号 令和2年度高山村一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 認定第 2号 令和2年度高山村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 認定第 3号 令和2年度高山村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 認定第 4号 令和2年度高山村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認定第 5号 令和2年度高山村土地開発事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 認定第 6号 令和2年度高山村農業用水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 認定第 7号 令和2年度高山村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 10 認定第 8号 令和2年度高山村水をきれいにする事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 11 報告第 1号 令和2年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第 12 同意第 1号 高山村教育委員会委員の任命について
- 日程第 13 同意第 2号 高山村固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 14 議案第 1号 高山村税条例の一部改正について
- 日程第 15 議案第 2号 高山村基金条例の一部改正について
- 日程第 16 議案第 3号 令和3年度高山村一般会計補正予算(第3号)
- 日程第 17 議案第 4号 令和3年度高山村土地開発事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 18 議案第 5号 令和3年度高山村農業用水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 19 陳情書等について

日程第 2 0 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（ 1 0 名 ）

1 番	後 藤 明 宏 君	2 番	佐 藤 晴 夫 君
3 番	林 和 一 君	4 番	後 藤 肇 君
5 番	野 上 富 士 夫 君	6 番	山 口 英 司 君
7 番	平 形 眞 喜 夫 君	8 番	奈 良 哲 男 君
9 番	小 林 進 君	1 0 番	林 昌 枝 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	後 藤 幸 三 君	副 村 長	平 形 郁 雄 君
教 育 長	山 口 廣 君	代表監査委員	関 令 二 郎 君
総 務 課 長	割 田 眞 君	会計管理者兼 税務会計課長	星 野 茂 樹 君
住 民 課 長	飯 塚 欣 也 君	保 健 み ら い 長 課	割 田 信 一 君
農 林 課 長	平 形 英 俊 君	建 設 課 長	飯 塚 優 一 郎 君
地 域 振 興 課 長	林 隆 文 君	教 育 課 長	金 井 等 君

事務局職員出席者

議会事務局長	後 藤 好	書 記	林 大 生
--------	-------	-----	-------

開会 午前10時00分

開会の宣告

議長（林 昌枝君） 公私ともに大変お忙しいところ、誠にご苦労さまです。

ただいまから、令和3年第3回高山村議会定例会を開会します。

村長挨拶

議長（林 昌枝君） 最初に、村長より議会招集の挨拶をお願いします。

村長。

村長（後藤幸三君） 皆さん、おはようございます。

令和3年第3回定例会を開催に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

本日、令和3年第3回高山村議会定例会を招集いたしましたところ、全員の皆様の出席をいただき、誠にありがとうございます。皆様には、日頃、村政の発展と村民福祉増進のため、ご尽力いただいておりますことに厚く御礼を申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症はいまだ収束の兆しが見えません。感染者の増加傾向が続いております。国は21都道府県に非常事態宣言を発令し、感染の拡大を抑えるべく国民や事業者等へ自粛要請などを行っております。

感染防止対策の切り札となるワクチン接種は、高山村では5月から接種が始まり85%以上の方が2回目の接種を終えて、先月で集団接種は終了いたしました。今後は希望者に対し、個別接種で対応していきませんが、テレビなどの報道を見ますと、3回目の接種が具体的な話となってくるようでございます。

いずれにいたしましても、ワクチン接種が多くの人に行き渡り、この感染症が収束することを願ってやみません。

また、世界では、ここ数年、異常気象が多発しておりますが、国連の気象変動に関する政府間パネルが8月発表されました。最新報告書によると、人間の環境が大気・海洋・陸域を温暖化にさせてきたことに疑う余地がありませんとされて、気候変動の責任は人類にあると明示されております。今後、前例のない異常気象は地球温暖化の影響により、さらに拡大す

ると警告しております。

国内においても、7月には大雨の影響により、日本各地に被害をもたらしております。五十年に一度、百年に一度というような言葉は当たり前のように聞かれるようになり、異常気象により起こる災害は、想像をはるかに超える被害をもたらしております。土砂災害や浸水などの甚大な被害となり、改めて犠牲になられた方々に対し、慎んでご冥福をお祈りしたいと思います。被災されました方々にも、心からお見舞いを申し上げる次第でございます。

9月に入り、実りの秋を迎える時期でもございますが、自然災害の率が年々増大しております。いかなる形で発生するのか予測できない各種災害に対し、危機感を持って日々の行政執行に努めてまいります。

村民の生命、身体、財産を守ることが我々に課せられた使命であります。それには議会をはじめとする関係機関、団体及び住民皆様との連携が欠かせません。

議員各位におかれましても、安全・安心な村づくりのため、今後とも一層のご協力をお願い申し上げます。

本年度の本村における各種事業の進捗状況につきましては、幾つかの課題もあるわけですが、議員各位のご協力の下、順調に推移されておるものと考えております。このコロナ禍の中、昨年同様、中止となる行事等もございますが、引き続きご協力をお願い申し上げます。

中でも、地域の資源を活用した村の中心地づくりとして整備を進めております道の駅中山盆地の周辺整備につきましては、現在進めています観光交流館の建設につきましては、工事はおおむね順調に進んでいるようでございます。

現在、懸案事項となっております観光交流館の管理運営につきましては、大変ご心配をおかけしているところでございますが、早急に検討、協議を行い、体制を固めてその内容を早期にお示ししなければなりません。造ってよかったと住民皆様に喜んでいただける施設とするため、今後も事業を進めてまいります。

ウイズコロナ、ポストコロナ時代を見据え、新たな生活様式への適用など世界的な変化が生じている中、住民福祉の増進を図ることを基本として、村民一人一人が「高山村に住んでいてよかった」と実感できる笑顔で輝く高山村の実現に向け、次世代に何を残していくべきか。知恵を絞り地域の可能性を多くの村民と共有することが今後の地方創生に対する姿勢であると考えております。

議員各位におかれましても、今後ともご理解、ご協力をお願い申し上げます。

す。

本定例会にご提案申し上げます案件は、令和2年度決算認定8件、報告2件、同意2件、条例改正の案件が2件、補正予算の案件が3件、工事請負契約議決案件が2件及び財産の取得についての議決案件が1件、以上20件につきまして、お願いするものでございます。

慎重にご審議をいただき、可決決定くださいますようお願い申し上げます、議会の招集の挨拶とさせていただきます。

開議の宣告

議長（林 昌枝君） 本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。

会議録署名議員の指名

議長（林 昌枝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、9番、小林進議員及び1番、後藤明宏議員を指名します。

会期の決定

議長（林 昌枝君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月16日までの15日間としたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から9月16日までの15日間と決定しました。

認定第1号～認定第8号の一括上程、説明

議長（林 昌枝君） 日程第3、認定第1号 令和2年度高山村一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第10、認定第8号 令和2年度高山村水をきれいにする事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの8案件を一括議題とします。

本件について説明を求めます。

村長。

村長（後藤幸三君） 認定第1号 令和2年度高山村一般会計歳入歳出決算認定について、認定第8号 令和2年度高山村水をきれいにする事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの8認定案件は、一括して提案理由の説明を申し上げます。

令和2年度の一般会計及び7つの特別会計の決算書が会計管理者より提出されました。これを受け、8月中に監査委員に審査をしていただきましたので、その意見書を添えて議会の認定に付するものでございます。

今日の経済状況は、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大する中で、緊急事態宣言が断続的に発令されているものの消費は回復傾向にあると見られております。ワクチン接種完了者比率は、10月には人口比5割を超えると見られ、引き続き一定の防疫措置を講じつつ、今年末に向け、経済活動の再開が進むと予測されております。

感染の再拡大が経済の低迷が長引くことへの懸念が強まっておりますが、新型コロナウイルス感染症の収束が大きな鍵となっております。

さて、令和2年度の一般会計を含みます全8会計の決算総額は、歳入が53億6,320万9,000円、歳出が49億6,934万6,000円でございます。繰越財源を除きました実質収支は1億7,490万円でありました。前年の令和元年度と比較して、歳入、繰越財源を含む歳出とも約2割ほどの増額となっております。

その主な要因として、一般会計における新型コロナウイルス感染症対応費用、特別定額給付金、防災・減災省エネルギー設備導入事業等によるものとなります。不足する財源には、財政調整基金を取り崩し充てていますが、令和元年度の取崩し額よりは減少したものの、令和2年度末には、基金残高が約11億4,000万円となり、ピークであった平成28年度から見ると約10億円の減少となっております。

今後も、議員各位をはじめ関係者等のご協力をいただきながら、中長期財政計画による財

政予測を基に堅実な財政運営を進めてまいりたいと考えております。

また、監査委員から収入未済額の状況、補助事業、計画的な事業執行等ご指摘をいただいておりますが、限りある財源の中で、必要な施策、事業等を精査し、計画的かつ効率的な行財政運営を進めてまいる所存でございます。引き続き、村政執行に当たりご協力のほど、お願いを申し上げます。

本定例会では、令和2年度一般会計歳入歳出決算及び7つの特別会計歳入歳出決算の内容を精査していただき、本決算について認定をいただきたいと考えております。

決算の内容につきましては、審査に対し職員より詳細な説明をしておりますので、よろしくお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

議長（林 昌枝君） ここで、監査委員より令和2年度高山村一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見書の報告を求めます。

関令二郎代表監査委員、お願いします。

〔代表監査委員 関 令二郎君登壇〕

代表監査委員（関 令二郎君） 議長より許可をいただきましたので、令和2年度高山村一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見書の概要について報告させていただきます。

なお、詳細につきましては、お手元に配付されております決算審査意見書を御覧いただきますようよろしくお願いいたします。

審査に付されました令和2年度高山村一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、関係法令に準拠して正確に作成されているかどうかを主眼として審査を行いました。

審査の結果、各会計の歳入歳出決算書、同事項別明細書及び調書類は、関係法令に準拠して作成されており、その係数は関係諸帳簿等と照合した結果、誤りのないものと認められ、予算の執行及び関連する事務処理は、適切に行われているものと認められました。

村全体の純計決算額は、歳入で50億5,015万4,000円、歳出で46億5,629万1,000円で、昨年と比較すると、歳入は8億2,186万5,000円、率にして19.4%、歳出は9億1,108万4,000円、率にして24.3%、それぞれ増加しています。

また、一般会計では、歳入で40億6,713万4,000円、歳出で37億3,566万1,000円といずれも過去最高の決算額となっています。財政の分析指標を見ると、財政力指数は0.36と依然として低い値となっています。

経常収支比率は87.3%、実質公債費比率は6.0%となっており、令和元年度における県内

町村の平均値と比較すると、いずれも上回った比率となっています。

財政の構造を見ると、自主財源は37.3%で前年度から11.7ポイントと大きく下降していますが、これは昨年度、基金の取崩し額が多額であったことが要因と考えられます。

収入未済額は、総額で6,574万5,000円となっており、前年度から1,691万9,000円、率にして34.7%と大きく増加しています。収入未済額の中には今後不納欠損に結びつくものが相当数含まれているものと思われますので、税収入の確保と税負担の公平性の観点からも、効率的かつ有効な徴収方法の模索が求められます。

補助事業について。

行政目的を達成するためには、多くの方に利用していただくことが効果的であり、制度の周知徹底を図る必要があると思われます。また、令和2年度は多くの計画が策定されています。計画を計画のまままで終わらせることなく、事業推進の指針として有効活用されることを望みます。

次に、システム関係経費について。

令和2年度は、おおむね1億4,000万円が支出されています。年々高額化する経費の圧縮のためにも現在、郡内町村が一体となって取り組んでいるシステム共同化を強力に推進すべきであると考えます。

最後になりますが、令和元年12月初旬に第1例目の感染者が報告されてから、まもなくパンデミックと言われる状態となった新型コロナウイルス感染症は以前猛威を振るっており、収束の見通せない状況となっています。対応に当たられる関係各位のご努力に敬意を表するものでございます。1日も早く平穏な日常が送れる日が来ることを切望してやみません。

今後とも、村民福祉向上のため、持続的、安定的な村の発展にご尽力いただきますことをお願い申し上げ、決算審査意見書の報告とさせていただきます。

議長（林 昌枝君） 大変ご苦労さまでした。

本件については、議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

議長（林 昌枝君） 日程第11、報告第1号 令和2年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とします。

本件について報告を求めます。

村長。

村長（後藤幸三君） 報告第1号 令和2年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、提案理由の説明を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、当該健全化判断比率を監査委員の審査に付し、その意見を添えて議会に報告するものでございます。

この法律は、地方公共団体の財政の健全化に関する比率の公表の制度を設け、当該比率が基準を上回る場合には、財政の早期健全化及び財政の再生並びに公営企業の経営の健全化を図るための財政健全化計画等を策定する義務を定め、当該計画実施の促進を図るために行財政上の措置を講ずることにより、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的とするものでございます。

令和2年度決算に基づく健全化判断比率につきましては、議案書11ページ上段にございます表のとおり、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、ともに赤字はなく黒字決算となっております。

次に、実質公債費比率であります、6.0%ということで、昨年より0.6ポイント上回りました。これは、商工債において元金の返済が始まったことによるものとなりますが、財政状況は、引き続き健全財政を維持しております。

次に、将来負担比率であります、将来負担額を充当可能財源が上回っており、財政状況が良好であるということになります。

次に、表下段にございます令和2年度決算に基づく資金不足比率でございますが、各特別会計とも資金不足はない状況となっております。

なお、詳細につきましては、決算審査において担当職員より説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（林 昌枝君） ここで監査委員より令和2年度財政健全化審査及び経営健全化審査意見書の報告を求めます。

関令二郎代表監査委員、お願いします。

〔代表監査委員 関 令二郎君登壇〕

代表監査委員（関 令二郎君） 議長より許可がありましたので、令和2年度財政健全化審

査及び経営健全化審査意見書の報告を行います。

なお、詳細につきましては、お手元に配付されております健全化審査意見書を御覧ください
ますようお願いいたします。

審査に付されました健全化判断比率、資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記
載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として審査を行いました。

審査の結果、いずれも適正に作成されており、財政、経営ともに健全で良好な状態である
と認められました。

以上で報告を終わります。

議長（林 昌枝君） 大変ご苦労さまでした。

以上で報告第1号を終わります。

同意第1号の上程、説明、採決

議長（林 昌枝君） 日程第12、同意第1号 高山村教育委員会委員の任命についてを議題
とします。

本件について説明を求めます。

村長。

村長（後藤幸三君） 同意第1号 高山村教育委員会委員の任命について、提案理由の説明
を申し上げます。

平成25年10月から、2期8年間にわたり教育委員としてご尽力をくださいました松井ゆ
き子さんが、9月30日で任期満了となります。後任に尻高107番地の1、飯塚武久さんを教
育委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に
よりまして、議会の同意を求めるものでございます。

飯塚さんは、昭和49年4月に群馬県庁に奉職以来、平成28年3月までの42年間、県政発
展のため尽力され、退職後は群馬用土地改良区に就職し、現在は同土地改良区の理事に就
任されております。地域においても人望も厚く、実績、人格的にも申し分なく教育委員とし
て適任であると考えております。

飯塚さんにおかれましては、これまでの経験で培われた知見をいかに発揮していただ
き、教育行政の実情、課題に柔軟に対応した取組を図っていただきたいと思います。

議員各位のご同意をいただきたくお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

議長（林 昌枝君） お諮りします。本件は人事案件ですので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 異議なしと認めます。

これから同意第1号 高山村教育委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

議長（林 昌枝君） ただいまの出席議員数は9人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に7番、平形眞喜夫議員、8番、奈良哲男議員、9番、小林進議員を指名します。

投票箱を点検します。立会人は点検をお願いします。

〔投票箱点検〕

議長（林 昌枝君） 異状なしと認めます。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。本件について同意することに賛成の方は「賛成」と反対の方は「反対」と記載願います。

なお、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は「反対」とみなします。

〔投票用紙配付〕

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（林 昌枝君） 配付漏れなしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番議員から順番に投票を願います。

〔順次投票〕

議長（林 昌枝君） 投票漏れはありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（林 昌枝君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

立会人は開票の立会いをお願いします。

〔開 票〕

議長（林 昌枝君） 投票の結果を報告します。

投票総数 9 票

有効投票 9 票

無効投票 0 票

有効投票のうち

賛成 9 票

反対 0 票

以上のとおり賛成が多数です。

したがって、同意第 1 号は、同意することに決定しました。

同意第 2 号の上程、説明、採決

議長（林 昌枝君） 日程第13、同意第 2 号 高山村固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本件について説明を求めます。

村長。

村長（後藤幸三君） 同意第 2 号 高山村固定資産評価審査委員会委員の選任について提案理由の説明を申し上げます。

1 期 3 年間にわたり、固定資産評価審査委員会委員を務めていただいた後藤憲夫さんが 9 月 30 日をもって任期満了となります。その後任に、高山村大字中山 4379 番地、野上創造さんを選任いたしたいので、地方税法第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

野上さんは、昭和 53 年高山村役場に奉職以来、平成 28 年まで 38 年間、高山村役場職員として、村政の発展に尽力されました。現在は、パテラ会高山村事業部長として高山村デイサービスセンターに勤務しており、人望も厚く固定資産評価審査委員会委員に適任であると考

え、ご提案申し上げます。

固定資産評価審査委員会は、固定資産台帳に登録された価格に関する不服審査申出について、審査を決定するために設置されており、同委員会委員は当該市町村の住民、市町村民税の納税義務がある者、または固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから議会の同意を得て村長が選任するものとなっております。

議員各位のご同意をいただきたくお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（林 昌枝君） お諮りします。本件は人事案件ですので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 異議なしと認めます。

これから同意第2号 高山村固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議長（林 昌枝君） ただいまの出席人数は9人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に7番、平形眞喜夫議員、8番、奈良哲男議員、9番、小林進議員を指名します。

投票箱を点検します。立会人は点検をお願いします。

〔投票箱点検〕

議長（林 昌枝君） 異状なしと認めます。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。本件について同意することに賛成の方は「賛成」と反対の方は「反対」と記載願います。

なお、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は「反対」とみなします。

〔投票用紙配付〕

議長（林 昌枝君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（林 昌枝君） 配付漏れなしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番議員から順番に投票を願います。

〔順次投票〕

議長（林 昌枝君） 投票漏れはありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（林 昌枝君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

立会人は開票の立会いをお願いします。

〔開 票〕

議長（林 昌枝君） 投票の結果を報告します。

投票総数 9 票

有効投票 9 票

無効投票 0 票

有効投票のうち

賛成 9 票

反対 0 票

以上のとおり賛成が多数です。

したがって、同意第 2 号は、同意することに決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

議案第 1 号の上程、説明

議長（林 昌枝君） 日程第 14、議案第 1 号 高山村税条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

村長（後藤幸三君） 議案第 1 号 高山村税条例の一部改正について提案理由の説明を申し上げます。

議案第 1 号につきましては、上位法令である地方税法等の一部を改正する法律が令和 3 年 3 月 31 日に公布され、4 月 1 日に施行されたことにより高山村税条例の一部を改正するもの

でございます。

改正の主な内容ですが、住民税において、第24条では、個人の市町村民税の所得割の非課税の範囲の見直しを、第34条では、特定公益増進法人に対する寄附金控除の改正に伴う見直しを、第36条では、個人の市町村民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申請書の改正に伴う見直しを、附則において、附則第5条及び第6条では、規定の整備を附則第10条の2では、「わがまち特例」の整備をそれぞれ行うものでございます。

改正の詳細につきましては、税務会計課長に説明させますので、慎重審議の上、可決決定いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（林 昌枝君） 税務会計課長。

会計管理者兼税務会計課長（星野茂樹君） お世話になります。

それでは、私より高山村税条例の一部改正についてご説明申し上げます。

先ほど、村長の提案理由にもありましたように、今回の改正は上位法令である地方税法等の一部改正が行われたことにより、本村税条例の一部改正を行うものでございます。

それでは、議案書は15ページ、新旧対照表は1ページから御覧ください。

まず村民税においてですが、第24条第2項では、地方税法施行令第47条の3、法第295条第3項の政令で定める基準の改正に伴う改正で、その内容は均等割の非課税限度額について、その基準の判定に用いる扶養親族の範囲を扶養控除の取扱いと同様とするものです。

次に、第34条の7第1項では、所得税法第78条寄附金控除の改正に伴う改正で、その内容は特定公益増進法人等に対する寄附金の寄附金税額控除について、その対象となる寄附金から出資金に関する業務に充てることが明らかな寄附金を除外するというものです。

新旧対照表は3ページになります。

第36条の3の3第1項では、地方税法317条の3の3、個人の市町村民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書の改正に伴う改正で、その内容は個人住民税の非課税限度額等における国外居住親族の取扱いの見直しによるものです。

続きまして、附則第5条第1項では、地方税法附則第3条の3、個人の道府県民税及び市町村民税の所得割の非課税の範囲、第4項の改正に伴う改正で、その内容は所得割の非課税限度額の基準の算定に用いる扶養親族等の範囲を扶養控除の取扱いと同様とするものです。

続きまして、新旧対照表は5ページになります。

附則第6条では、地方税法附則第4条の4、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例第3項の改正に伴う改正で、その内容はセルフメディケーション税制の延

長によるものです。

続いて、新たに加わる附則第10条の2第24項では、地方税法附則第15条第46項、浸水被害対策のために整備される雨水貯留浸透施設に係る課税標準の特例の新設に伴う項そのもの新設に係るものです。

続いて、項ずれにより附則第10条の2第26項となる第25項では、地方税法附則第64条、新型コロナウイルス感染症に係る先端設備等に該当する家屋及び償却資産に対する固定資産税の課税標準の特例の改正に伴う改正で、その内容は生産性革命の実現に向けた固定資産税に係る特例措置について、認定先端設備等導入計画に係る規定を「生産性向上特別措置法」から「中小企業等経営強化法」へ移管した上で、改正前地方税法附則第15条第41項の規定を本条に統合するものです。

続いて、議案書は16ページになります。

最後に、附則の説明となりますが、附則第1条では施行期日について、附則第2条では村民税に関する経過措置について、附則第3条では固定資産税に係る経過措置について、それぞれ規定されております。

以上で、補足の説明を終わります。よろしく申し上げます。

議長（林 昌枝君） 本案については議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

議案第2号の上程、説明

議長（林 昌枝君） 日程第15、議案第2号 高山村基金条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

村長（後藤幸三君） 議案第2号 高山村基金条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の条例改正は、現在の高山村基金条例の中の積立基金に11の基金が設置されております。これに高山村地域社会デジタル社会推進基金の追加をお願いするものでございます。

昨年12月に、デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針が閣議決定され、今年の5月にデジタル改革関連法案が成立いたしました。これにより昨日の9月1日に、デジタル庁が創設され、国全体のデジタル化を速やかに推進していくこととなりました。

この基本方針によると、デジタル社会の目指すビジョンとして、デジタルの活用により、一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会を掲げ、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」を進めることとしています。

この7月に算定された普通交付税の中に、別枠で地域デジタル社会推進費として3,017万円が交付されることとなりました。今後進められるデジタル社会の推進に取り組む経費として、基金に積み立て対応していきたいと考えておりまして、条例に追加するものでございます。

慎重審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明いたします。

議長（林 昌枝君） 本案については議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

暫時休憩いたします。

11時10分から再開します。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時10分

議長（林 昌枝君） 再開します。

議案第3号～議案第5号の一括上程、説明

議長（林 昌枝君） 日程第16、議案第3号 令和3年度高山村一般会計補正予算（第3号）から日程第18、議案第5号 令和3年度高山村農業用水事業特別会計補正予算（第1号）までの3議案を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

村長（後藤幸三君） 議案第3号 令和3年度高山村一般会計補正予算（第3号）から議案第5号 令和3年度高山村農業用水事業特別会計補正予算（第1号）について、一括して提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第3号ですが、今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7,207万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ30億2,982万4,000円といたしたいものでございます。

補正の主な内容ですが、まず、歳入につきましては、地方交付税の算定結果により大きく増額となります。

次に、歳出の主なものにつきましては、宅地造成事業の実施に伴い特別会計への操出金の増額、新型コロナウイルス感染症の影響による事業の中止に伴う減額、事業の追加等による増額、こども園の園舎増築に伴う増額、給食センター施設改修事業において改修を行うため増額、先ほど、議案第2号で提案いたしました地域社会デジタル推進基金積立金として増額を行うものが主な内容となります。

なお、補正予算の詳細な内容につきましては、総務課長より説明をいたします。

慎重審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

次に、議案第4号 令和3年度高山村土地開発事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の予算の総額から歳入歳出それぞれ817万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1,500万1,000円とするものでございます。

内容といたしましては、本宿田中地区の詳細設計及び五領下ノ宿地区の相続財産管理人の選任申立て手続を行うものとなります。

事項別明細書6ページ、7ページを御覧ください。

歳入では、一般会計繰入金817万6,000円を増額し、歳出では、宅地造成事業費において11節役務費、弁護士費用、12節委託料、測量設計委託料として817万6,000円の増額をお願いするものでございます。

慎重審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議案第5号 令和3年度高山村農業用水事業特別会計補正予算（第1号）について、提案

理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ210万円を追加し、歳入歳出予算の総額を2,649万5,000円にするものでございます。

事項別明細書 6 ページ、7 ページを御覧ください。

歳入では、一般会計繰入金で210万円の増額となります。

歳出では、施設管理費、事業目、施設管理費で200万円の増額となりますが、要因としては、10節需用費において今年の10月10日に雷により高山揚水施設地下にある遠隔制御装置が故障をしてしまい、その修繕のための増額となります。

また、事業目、農村地域防災減災事業で10万円の増額となります。要因としては、12節委託料において国から全額予算措置がある農業用のため池の耐震・豪雨調査業務委託事業が入札差金により256万円の差金が生じました。こちら令和2年度の繰越予算も含んでおり、県から割当額の3,600万円全額を消化するよう指導があり、入札差金を含めて別の調査業務に追加できないか県及び請負業者と協議の上、劣化状況評価業務1か所を追加変更するため、今回の補正をお願いするものでございます。

この事業は、国から防災重点のため池に選定されている村内にある農業用水ため池8か所について、豪雨・地震時の安全性を確認するための調査で全額国費となり、国による令和3年度予算の確保が難しいため、令和2年度補正予算で3,300万円の予算措置を行い、令和3年度予算300万円を合わせた合計3,600万円の事業予算で事業を行うというものでございます。

慎重なご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。
議長（林 昌枝君） 総務課長。

総務課長（割田 眞君） お世話になります。

それでは、私のほうから議案第3号 令和3年度一般会計補正予算につきまして補足の説明をさせていただきます。

補正予算書を見ていただきまして、まず1ページでございますが、第1条につきましては歳入歳出予算の補正でございます。第2条につきましては継続費、第3条につきましては地方債の補正となります。

それでは、5ページを御覧いただきまして、5ページの第2表を御覧いただきたいと思っております。

継続費の補正となります。

10款4項こども園では、こども園の園舎増改築整備事業として2か年の継続事業として補正を、次の7項給食センター費では、給食センター増改修整備事業として3か年の継続事業として補正をお願いするものでございます。

次に、6ページの第3表を御覧ください。

こちらは地方債の補正となります。

交付税の算定結果により、臨時財政対策債の借入限度額が増額となったため、増額補正をお願いするものでございます。

それでは、事項別明細書10ページを御覧いただきたいと思います。

歳入から説明をさせていただきます。

10款地方特例交付金、1項1目地方特例交付金では、交付額の確定により減額を行うものでございます。

11款地方交付税、1項1目地方交付税では、今年度の普通交付税算定結果による増額となります。

13款分担金及び負担金、2項3目民生負担金では、管外保育1名の受入れにより、新規に増額を行うものでございます。

次に、15款国庫支出金、2項9目消防費補助金では、事業の追加により補助金の増額をお願いするものでございます。

11ページを御覧ください。

3項3目民生費国庫委託金では、名称の変更によるもの及び法改正による事務取扱交付金の受入れを行うものでございます。

17款財産収入、1項1目財産貸付収入では、観光施設貸付収入の減額をお願いするものでございます。

19款繰入金、2項1目財政調整基金繰入金につきましては、本補正に伴い減額補正を、16目の農業用水水源施設等管理基金繰入金では、事業の追加により増額補正をお願いするものでございます。

次に、12ページを御覧ください。

22款村債、1項21目臨時財政対策債では、普通交付税の算定結果により増額を行うものでございます。

次に、13ページから歳出のご説明をさせていただきます。

2款総務費、1項5目企画費、説明欄の事業名を見ていただきまして、土地開発事業特別

会計繰出金では繰出金の増額を、テレビ無線共聴システム管理事業では個別受信機対策工事の増額をお願いするものでございます。

8目電子計算費では、ネットワーク関連事業費においてパソコンの廃棄処分に係る費用の増額を、例規システム費ではデータ更新委託料の増額をお願いするものでございます。

10目諸費では、ふるさと納税において事業に関わる会計年度任用職員を1名採用するための費用及び備品等の購入に係る経費の増額をお願いするものでございます。

次に、14ページを御覧ください。

3項1目戸籍住民基本台帳費では、住民基本台帳システム費においてシステム改修費用の増額をお願いするものです。

次に、3款民生費、1項3目老人福祉費では、敬老会の事業中止に伴う事業費の減額を、6目国民年金費では、国民年金システムの改修に係る費用の増額をお願いするものでございます。

2項1目児童福祉総務費では、14ページから15ページになりますが、子ども・子育て支援システムの導入費用として増額を、3目の保育所費では、保育所運営事業の令和2年度実績により国庫及び県費の返還金の増額をお願いするものでございます。

4款衛生費、1項2目感染症予防費では、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業で会計年度任用職員の採用期間を延長するため、事業内での補正をお願いするものでございます。

6款農林水産業費、1項2目農業総務費では、15ページから16ページの上段を御覧いただきまして、職員の扶養親族の追加等により手当の増額を、農業用水事業特別会計繰出金では、事業の追加により増額をお願いするものでございます。

次に、7款商工費、1項3目観光総務費では、観光施設使用料の減額による財源の変更を、4目道の駅整備事業費では、道の駅整備事業事務費において弁護士費用の増額を、観光交流館整備事業では、厨房機器整備において工事請負費から備品購入費へ目内で予算の移動をお願いするものでございます。

17ページを御覧いただきたいと思います。

8款土木費、4項1目住宅管理費では、尻高団地管理事業及び北之谷団地管理事業において修繕料の不足が見込まれるため増額を、9款消防費、1項2目非常備消防費では、消防団運営事業において消防団用の防じん用ゴーグルの購入費用の増額をお願いするものでございます。

10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費では、小学校通学バスの修繕料として増額を、2目教育振興費では、インターネット接続料の増額をお願いするものでございます。

18ページを御覧ください。

18ページ、10款教育費、4項1目園管理費では、こども園施設管理事業において施設修繕料に不足が見込まれるため増額を、こども園増改築整備事業では、2か年の継続事業のうち令和3年度分の事業費の増額をお願いするものでございます。

5項1目社会教育費の文化祭事業から19ページに6項1目保健体育総務費の郡民スポーツ大会事業にかけては、事業が中止になったことにより減額をするものでございます。

19ページの一番下になりますが、7項1目給食センター運営費では、給食センターの増改修整備事業を3か年継続事業として行いたいため、当初予算に計上していた設計業務委託料を減額し、令和3年度分の事業費を給食センター増改修整備事業として新たに増額をお願いするものでございます。

最後になりますが、20ページを御覧いただきまして、20ページ、13款諸支出金、1項2目基金積立費では、デジタル化推進に向けた事業に対応するため、普通交付税の算定額を基金に積み立てるため増額をお願いするものでございます。

以上で補足説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（林 昌枝君） 本案については、議案調査としたいと思います。ご意義ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

陳情書等について

議長（林 昌枝君） 日程第19、陳情書等についてを議題とします。

本日までに受理した陳情書等は、お手元に配付しました陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しましたので、報告します。

一般質問

議長（林 昌枝君） 日程第20、一般質問を行います。

佐藤晴夫君

議長（林 昌枝君） 最初に、2番、佐藤晴夫議員の発言を許可します。

佐藤議員。

〔2番 佐藤晴夫君登壇〕

2番（佐藤晴夫君） 議長より許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

住宅リフォーム補助金事業は、住環境の向上及び定住促進や地域経済の活性化を図るため、平成24年から始まり、補助限度額は工事費の20%で、平成29年度までは40万でしたが、30年度から50万に改定され、当該住宅につき1度限りとなっています。昨年までの9年間の補助実績を見ると、利用件数が184件あり、補助限度額の交付件数は85件で、率にして47%で、約半数の申請者が限度額以下でした。村民や施工業者の皆さんに喜ばれている制度ですが、補助金限度額内であれば何回かに分けて利用できればありがたいという意見が村民、業者の方から多くあります。村長の今後の考えをお伺いいたします。

議長（林 昌枝君） 村長より答弁を求めます。

村長。

村長（後藤幸三君） ただいま佐藤晴夫議員からの一般質問にお答えいたします。

住宅リフォーム補助金は、リフォーム工事により既存住宅の質を向上させ、住宅の長期利用を可能とすることで、空き家等の利活用を促すことを目的として今年度10年継続する事業となりました。

さて、議員さんからの質問の補助限度額内であれば何回かに分けて利用できればとのご意見でございます。昨年、第4回定例会において林和一議員からも同様の質問をいただきました。未利用者を優先する観点から、今後の補助金の利用状況を精査しながら検討してまいりたいと思います。

今年度のリフォーム補助金の利用状況は、当初予算額900万円に対して、8月末で18件、722万円の申請となっております。昨年を上回る利用状況となっております。

まだ利用していない方からの申請が多い状況であるため、引き続き今度の利用状況を精査しながら、制度改正や予算規模について検討をさせていただきたいと思います。

議長（林 昌枝君） 佐藤晴夫議員。

2番（佐藤晴夫君） この制度は皆さんに喜ばれる制度でございます。より一層の改良等を考えていただき、より一層皆さんが使いやすい制度として頂くことをお願いいたします。
以上です。

山 口 英 司 君

議長（林 昌枝君） 次に、6番、山口英司議員の発言を許可します。

山口議員。

〔6番 山口英司君登壇〕

6番（山口英司君） 議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

上越新幹線中山トンネル高山揚水場廃止について質問いたします。

上越新幹線は昭和46年に着工し、昭和57年に完成、営業を開始しました。高山村の地下を貫く中山トンネルは屈指の難工事であったとともに、村内の飲料水や農業用水が枯渇するなど、甚大な被害をもたらしました。この事態に対応するため建設された高山揚水場の地下350メートルの施設と立て坑の廃止について、高山村とJR東日本は数年前より協議を開始しましたが、依然として進展する様子が見えません。協議がなかなか進展しない理由と進捗状況について説明を願います。

次に、中山トンネルは2度の出水事故が発生し、その結果、新幹線がスピードダウンをせざるを得ない半径1,500メートルのカーブがトンネル内に残るなど、悪条件の下で完成しました。したがって、高山揚水場は中山トンネル掘削に係る高山村の貴重な遺産であり、上越新幹線の歴史でもあります。高山揚水場は立て坑、農業用水施設、共に地下施設であるため、その外観を人の目にさらすものを残していません。今後の協議進捗状況にもよりますが、立て坑を塞ぐ前に地下350メートルの別世界を書物として、映像として、あるいは何らかの形で後世に残すべきと考えます。高山村の対応について伺います。

議長（林 昌枝君） 村長より答弁を求めます。

村長。

村長（後藤幸三君） ただいま山口議員からのご質問についてお答えいたします。

上越新幹線中山トンネル高山揚水場廃止についてですが、まず1つ目のJR東日本との高

山揚水場廃止協議は進展するに至っていない。その理由と進捗状況についての説明ということですが、ＪＲ東日本と本年に入って、令和３年３月12日に高山村いぶき会館においてＪＲ東日本と村関係者総勢12名で、上越新幹線中山トンネル高山揚水場廃止に向け、今後の維持管理について協議の場を持ちました。そこでは、令和元年度ＪＲ東日本に1,176万1,000円の費用をかけて実施した高山揚水場廃止協議事前調査報告を基にしてまとめた今後の維持管理案について協議を行い、その協議内容等については４月16日に開催された議会全員協議会にて報告させていただきました。

その後については、ＪＲ東日本側の担当窓口だった職員が人事異動により６月１日付で異動してしまい、７月27日ようやく後任の担当者が決まった旨の報告がありましたが、まだ面会等もできず、廃止に向けた協議は停滞している状況であります。

今後は、コロナ禍で対面での協議が難しくなってきていますので、インターネット回線を利用したウェブ会議等で協議を進めていきたいと考えております。

また、今後の進捗状況についてでございますが、ステップ１として、村及びＪＲ東日本側で今後維持管理方針について相互に承諾を得られた場合には、村から廃止に関する協議書をＪＲ東日本に提出し、その後、ステップ２として、ＪＲ東日本高崎支社内の関係部署にて付議を行い、その意向を相互の維持管理方針に対する協定を結び、その後、ステップ３として、維持管理方針に沿った施工内容や施工方法を協議し、相互に合意に達した時点で工事を実施するための詳細設計を行い、工事費を算定し、その後、ステップ４として、維持管理方針についての工事契約を取り交わし、工事を実施。その後、ステップ５として、村及びＪＲ東日本と維持管理について最終的な覚書を取り交わし、対策工事完了後ようやく高山揚水場立て坑が廃止となる流れになります。廃止時期についてでありますけれども、今のところ未定でございます。

次に、２つ目の質問で、高山揚水場は上越新幹線の歴史であり、中山トンネルの地下350メートルの別世界を書物として、映像として、あるいは何らかの形で後世に残すべきで、村の考えを伺いますというご質問についてですが、上越新幹線が昭和46年に着工、昭和57年に完成し、同年11月に供用開始となりましたが、この上越新幹線中山トンネルは高山村の地下の350メートルにあり、総延長約14.9キロメートルのトンネルであります。建設中に２度の大出水事故が発生し、その水対策は困難を極め、２回の経路変更により、トンネル内の線形は半径1,500メートルの曲線となってしまう、営業速度時速240キロメートルの新幹線がトンネル内の曲線部分を通過するときには時速160キロメートルに減速せざるを得なくなっ

たそうでございます。そのトンネルのすぐ隣に高山揚水場の地下ポンプ施設があり、トンネル工事の大出水事故の影響により、以前より農業用水として利用していた河川や山際からの湧水、さらには村営の井戸まで枯渇してしまい、この非常事態に対処するため、高山揚水場を建設し、地下350メートルに毎秒5立方メートルの揚水ポンプ3台を設置し、立て坑内に揚水管を介して地上部へ揚水し、そこから各農業用ため池へ送水し、農業用水として長年利用してきました。そうした歴史のある貴重な施設ですので、閉鎖工事を実施する前に、アーカイブ等の映像データを長期保存できるようなことを今後検討していきたいと考えております。

以上、山口議員の質問への答弁とさせていただきます。

議長（林 昌枝君） 6番、山口議員。

6番（山口英司君） 後藤村長の答弁をいただきましてありがとうございました。

高山揚水場廃止協議は、新幹線の安全運行が大前提になります。立て坑や揚水場施設が将来高山村にとっての懸案事項にならないよう、様々な観点からリスクの検討を願います。そして、中山トンネルの工事は一時的には高山村に活気をもたらしましたが、湧水被害など村の産業に大きな痛手も与えました。こうした様子が時間の経過とともに村民の記憶の中からはますます薄れていきます。ぜひ後世に残していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で質問を終わります。

議長（林 昌枝君） 村長。

村長（後藤幸三君） 中山トンネルのこの歴史については、以前ここで鉄建公団で所長をしていた北川修三さんという人が新幹線物語というのを発行しております。その中で、かなりの難工事の記述がありました。この写真とか資料を持っているのか持っていないのか、尋ねようとしたんですね。道の駅で、この写真でもあれば展示しようと思っていたんですけども、このコロナ禍で接触がなかなかできないもので今まで延びておりました。北川修三さんにはまたいろいろお世話になるかと思えますけれども、こういった事業にも参加していただいて資料の提供を求めていきたいというふうに考えております。

議長（林 昌枝君） 6番、山口議員。

6番（山口英司君） すみません、質問を終わりますと言ったんですが、訂正させていただきます。

後藤村長、今おっしゃったように、村長から本を頂きました。その中身を私2回ほど読み返させていただきましたが、元鉄建公団の高山工事事務所の所長さん、北川さんですか。所

長の目を通した文章が詳しく本の中に記載されて、その本を読めば大部分の内容が把握できるものとは思いますが。それは本は本として別としまして、ぜひ先ほども言いましたように映像なり何なりで人の目に残るようなものをぜひ予算化していただき残していただきたいと思っております。ぜひよろしく願いいたします。

以上です。

後 藤 肇 君

議長（林 昌枝君） 次に、4番、後藤肇議員の発言を許可します。

〔4番 後藤 肇君登壇〕

4番（後藤 肇君） 議長から許可をいただきましたので、私は空き家等解体補助金についてお伺いいたします。

補助金の対象としているのが特定空家と村長が認めているものとありますが、村内に何件の空き家があって、今までに対象となったものがあるのか教えていただきたい。

それと、補助金の対象範囲の拡大をご検討いただきたいと思っております。

以上です。

議長（林 昌枝君） 村長より答弁を求めます。

村長。

村長（後藤幸三君） 後藤肇議員にお答えいたします。

昨年実施いたしました空き家実態調査によりますと、本村の空き家数は173戸、空き家率は10.5%となっております。前回の調査から0.5%減少していますが、ほぼ変わらない状況となっております。その中で、現地調査により重度の損傷があり、特定空家の可能性がある建物としたものは36戸となります。

空き家等解体補助金については、特定空家等の周辺環境に悪影響を及ぼすおそれのある状態を解消することで、村民の生命・財産を守り、安全で安心な住環境の向上を図ることとともに、空き家等の解体後の跡地を住宅用地として不動産市場に流通させ、移住定住希望者の住宅用地の確保を支援することを目的とし、令和2年に制定いたしました。特定空家等に指定され空き家バンクに登録することを条件に補助対象工事費の80%上限100万円を交付するものであります。今のところ、特定空家等に指定した物件はありませんので、補助金の交付

実績はありません。

補助金の対象範囲の拡大についてお願いしたいということですが、空き家の中には不用品な建物を除却することにより不動産市場に流通できる優良宅地が多くあると思います。その宅地が空き家バンクを活用して流通できるような補助制度を検討してまいりたいと思います。

以上、後藤肇議員の質問への答弁とさせていただきます。

議長（林 昌枝君） 4番、後藤議員。

4番（後藤 肇君） 村長の答弁ありがとうございました。

村長がお話ししている内容に関しては理解できるところもあるんですけども、キャッチフレーズにありますように、100年先まで住みたい高山ですね、それにはやはり特定空家等が最近が目立つところに何件か見受けられると思うんですけども、その辺の対処をもう少し何か方法を取っていただければありがたいかなと思うところがあるんですね。というのは、固定資産か何かの通知のときに内容物を配布しているようなことは聞いたんですけども、特定空家に、今三十何件とご答弁言われましたけれども、それに関してはもう少し強いメッセージを送っても、条例としてあるのですからいいのではないかと考えるんですけども、その辺はどうお考えでしょうか。

議長（林 昌枝君） 村長。

村長（後藤幸三君） この特定空家に対しましては、所有者が近くにいなかったり連絡がつかなかったりというケースが多くあります。特定空家のさらなる進展としては、特定空家を壊す費用、その費用に対しては所有者に請求をする。その仕方についても土地との交換という形にもできればまた話が進展するんじゃないかと思えます。現在コロナ禍の中で推進するのはちょっと難しいかもしれませんが、担当としては取り組んでおりますので、よろしく願いいたします。

議長（林 昌枝君） 後藤議員。

4番（後藤 肇君） 村長の答弁のとおりかなと思うんですけども、ぜひこれから特定空家については少し強いメッセージを送りながら、やはりそうすることが周りの美化とかそういうものに役立っていくのかなと思いますので、よろしく願いしたいかなと思います。

以上です。

議長（林 昌枝君） 引き続き、4番、後藤肇議員の発言を許可します。

後藤議員。

4番（後藤 肇君） じゃ、引き続きまして質問させていただきます。

幼稚園型こども園園内での事故、小学校通学路安全対策についてお伺いしたいかなと思います。

日頃より子供たちの教育安全環境の配慮にご尽力をいただき、誠にありがとうございます。今年4月にこども園に移行され、より園内の安全対策確認をされ、共有化されている内容等をお伺いしたいかなと思います。これにつきましては、全国ですけれども、2020年に起きた事故は前年度より287件増えて1,586件、統計を取り始めた15年以降では最多となっております。

2項目めに移らせていただきます。

前回の一般質問でも通学路での横断歩道についての質問が出ておりました。ほかにも何か所かの危険箇所が村内では点在するのではないかと考えます。そうしたところを把握し、指導していただき、共有化を図って交通安全対策に役立てていただければと思います、質問させていただきます。

特に、本年度は村内で交通事故による死亡事故に関係した人が2件発生しております。交通事故は加害者、被害者共に甚大な損害を受けるわけですので、定期的に安全教育の高揚等を考え、そういう場を設けていただければいいのかなと考えますので、その点もよろしくお伺いいたします。

以上です。

議長（林 昌枝君） 教育長より答弁を求めます。

教育長。

教育長（山口 廣君） それでは、後藤肇議員の質問にお答えいたします。

2点あったと思いますが、1点が幼稚園型認定こども園の園内の安全対策について、最初にお答えいたします。

2021年6月、内閣府の発表の小学校就学前の保育施設での死亡及び治療期間が30日以上に及ぶ重大事故の件数が報道されたわけですが、内閣府では事故の報告を義務づけた2015年以降最多を更新した理由は、事故が増えているのではなく報告制度が浸透している結果と説明しております。本村では令和2年度、こども園で報告する重大事故は起きていませんが、遊具から転落による骨折が1件ありました。

こども園、小・中学校もそうなんですけれども、こども園、小・中学校におきましては、毎年専門業者に委託し遊具の安全点検を行っているほか、施設につきましても、県教委で示しております幼児児童生徒の安全確保及び学校の安全管理についての点検項目にのっとり、

危険箇所の点検を毎月全職員で定期的を実施し、必要な改善は教育委員会で対応しております。

また、事故発生時にすぐに対応できるよう危機管理マニュアルを整備しており、消防署への引き渡しが必要な場合、時間短縮を狙いに吾妻郡共通に必要な情報を保護者に記入してもらっている子供安全カードを整備し、教職員で共有化を図っております。

次に、小・中学校の通学路の安全点検についてですが、毎年2回青少推の皆さんにご協力をいただいて通学路安全点検を実施し、危険箇所マップを更新しております。現在、村全体で17か所を把握しておりまして、村総務課、建設課等の関係部署と情報を共有し、中之条土木事務所、警察署といった関係機関に改善を働きかけております。

また、村民の皆様にも、ながら見守りをお願いし、子供たちが安全に登校できるようご協力をいただいております。

それから、交通安全教室等を小・中学校、こども園についても実施し、実際警察署等が来ていただきまして講話をいただいたりすることを行っております。特に、小学生については入学時の1年生及び夏休み前のところで夏休みの交通事故等を駐在所の所長さんが来て講話等をし、交通安全教室を実施しております。

以上、後藤肇議員の質問に対する答弁といたします。

議長（林 昌枝君） 4番、後藤議員。

4番（後藤 肇君） 大変にありがとうございました。

こども園についてはよく分かり、安全に気配りをされていることが目に見えて分かるように取れました。

あと、村内で17か所の安全を確認しているということなんですけれども、これについて教育委員会だけでなく、ほかの総務課とかそういうタイアップして確認はしていると思うんですけれども、それをもう少し村民に分かるような形の何かPR方法でもあればいいのかなんていうことを感じます。そうすることによって、ほかの人にも交通安全の意識というのですか、そういうものの高揚が図れるんじゃないかなという感じしますので、これは飽きずにもう続けるしかないのかなんて思いますので、その努力をお願いして私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

議長（林 昌枝君） 以上で一般質問を終わります。

休会について

議長（林 昌枝君） お諮りします。議案調査及び審査等のため、9月3日から9月15日までの13日間休会としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 異議なしと認めます。

したがって、9月3日から9月15日までの13日間休会とすることに決定しました。

散会の宣告

議長（林 昌枝君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

なお、次回の本会議は9月16日木曜日午前10時から再開しますので、定刻までにご参集願います。

大変ご苦労さまでした。

本日はこれで散会します。

散会 午前11時59分

令和3年第3回高山村議会定例会

議事日程(第2号)

令和3年9月16日(木)午前10時開議

- 日程第 1 陳情第 6号 養育費確保のための支援制度創設を求める要望書について
- 日程第 2 陳情第 7号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について
- 日程第 3 陳情第 8号 日本政府に核兵器禁止条約へ署名・批准を求める陳情について
- 日程第 4 発委第 1号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について
- 日程第 5 報告第 2号 株式会社たかやま振興公社の経営状況について
- 日程第 6 議案第 1号 高山村税条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 2号 高山村基金条例の一部改正について
- 日程第 8 議案の訂正について
- 日程第 9 議案第 3号 令和3年度高山村一般会計補正予算(第3号)
- 日程第10 議案第 4号 令和3年度高山村土地開発事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第11 議案第 5号 令和3年度高山村農業用水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第12 議案第 6号 道の駅中山盆地高山観光交流館昇降機・浄化槽・受水槽設備設置等工事の請負契約について
- 日程第13 議案第 7号 村道判形線(田尻橋工区)橋梁補修工事の請負契約について
- 日程第14 議案第 8号 道の駅中山盆地高山観光交流館厨房機器購入について
- 日程第15 議案第 9号 令和3年度高山村一般会計補正予算(第4号)
- 日程第16 認定第 1号 令和2年度高山村一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 認定第 2号 令和2年度高山村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第18 認定第 3号 令和2年度高山村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第19 認定第 4号 令和2年度高山村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第20 認定第 5号 令和2年度高山村土地開発事業特別会計歳入歳出決算認定について

て

日程第 2 1 認定第 6 号 令和 2 年度高山村農業用水事業特別会計歳入歳出決算認定につい

て

日程第 2 2 認定第 7 号 令和 2 年度高山村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定につい

て

日程第 2 3 認定第 8 号 令和 2 年度高山村水をきれいにする事業特別会計歳入歳出決算認
定について

日程第 2 4 委員会の閉会中継続調査（審査）申出書について

日程第 2 5 議員派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（9名）

1 番	後 藤 明 宏 君	2 番	佐 藤 晴 夫 君
3 番	林 和 一 君	4 番	後 藤 肇 君
5 番	野 上 富 士 夫 君	7 番	平 形 眞 喜 夫 君
8 番	奈 良 哲 男 君	9 番	小 林 進 君
10 番	林 昌 枝 君		

欠席議員（1名）

6 番 山 口 英 司 君

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	後 藤 幸 三 君	副 村 長	平 形 郁 雄 君
教 育 長	山 口 廣 君	総 務 課 長	割 田 眞 君
会計管理者兼 税務会計課長	星 野 茂 樹 君	住 民 課 長	飯 塚 欣 也 君
保 健 み ら い 課 長	割 田 信 一 君	農 林 課 長	平 形 英 俊 君
建 設 課 長	飯 塚 優 一 郎 君	地 域 振 興 課 長	林 隆 文 君
教 育 課 長	金 井 等 君		

事務局職員出席者

議会事務局長 後藤 好 書 記 林 大 生

開議 午前 10 時 04 分

開議の宣告

議長（林 昌枝君） 公私ともに大変お忙しいところ、誠にご苦労さまです。

ただいまから令和 3 年第 3 回高山村議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。

陳情第 6 号の上程、報告、質疑、討論、採決

議長（林 昌枝君） 日程第 1、陳情第 6 号 養育費確保のための支援制度創設を求める要望書についてを議題とします。

本件は、総務文教常任委員会へ審査を付託しております。委員長の審査結果報告を求めます。

林委員長。

〔総務文教常任委員長 林 和一君登壇〕

総務文教常任委員長（林 和一君） 養育費確保のための支援制度創設を求める要望書の審査結果報告。

令和 3 年第 3 回高山村議会定例会。

令和 3 年 9 月 16 日。

総務文教常任委員長、林和一。

総務文教常任委員会では、第 3 回定例会初日に審査を付託された陳情第 6 号 養育費確保のための支援制度創設を求める要望書について、9 月 2 日に本会議終了後、委員会を開催し慎重に審査を行いましたので、その結果を報告いたします。

提出者は、群馬司法書士会会長、長谷川洋氏であります。

本要望の要旨は、群馬県内全自治体に対し、養育費の取決めに関する調停申立て費用や公正証書作成費用を補助する制度を設けること等、養育費確保のための支援制度を創設することを求めるものとするものであります。

要望する理由として、国の示す2019年国民生活基礎調査では、ひとり親世帯の貧困率が48.1%で、先進国の中では最悪の数値であり、ひとり親世帯の子供たちは半数が貧困状態での生活を余儀なくされているとしており、この要因の一つとして養育費が適切に支払われていないことにあり、ひとり親世帯の87%が離婚による母子世帯で、就労年収も200万円程度で、子育てには養育費が必要不可欠であるとしています。

離婚時に養育費の取り決めをしても、養育費が受け取れていない状況も多く、子供の健全育成に養育費不払い問題の改善は重要であるというものであります。

こうした状況の中で、要望趣旨で述べたような支援制度の創設を求めています。趣旨は理解するものの、現状では、大きな都市部ではこうした制度を取り入れているところも見受けられますが、周辺自治体の状況にも配慮しながら、さらに調査研究を要するものであるということとなり、現時点では総務文教常任委員会としては全会一致で趣旨採択とすることと決定をいたしました。

議員各位の賛同をお願い申し上げ、陳情第6号に対する付託陳情書審査結果報告といたします。

議長（林 昌枝君） これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから陳情第6号 養育費確保のための支援制度創設を求める要望書についてを採決します。

この陳情に対する委員長の報告は趣旨採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、陳情第6号は委員長の報告のとおり趣旨採択とすることに決定しました。

陳情第7号の上程、報告、質疑、討論、採決

議長（林 昌枝君） 日程第2、陳情第7号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出についてを議題とします。

本件は、総務文教常任委員会へ審査を付託しております。委員長の審査結果報告を求めます。

林委員長。

〔総務文教常任委員長 林 和一君登壇〕

総務文教常任委員長（林 和一君） コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出についての審査結果報告。

令和3年第3回高山村議会定例会。

令和3年9月16日。

総務文教常任委員長、林和一。

先ほどの陳情第6号同様、定例会初日に審査を付託された陳情第7号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出依頼について、引き続き審査を行いましたので、その結果を報告いたします。

提出者は群馬県町村議会議長会会長、仲澤太郎氏であります。

本陳情の要旨は、新型コロナウイルス感染症の拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている中で、地方財政は来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面していること。

このような状況において、地域の実情に応じた行政サービスを持続的に提供していくためには、地方交付税等の一般財源総額の確保・充実を強く国に求めていくことが不可欠であるというものであり、町村議会においても趣旨を理解し、意見書の提出をお願いしたいというものであります。

全国各自治体としても自主事業を見直し、この困難な状況を乗り越えるために今までにないような努力をしていますが、地方のみならず国においても財政運営が厳しい実情は同様であります。

しかしながら、財源の約3分の1を地方交付税に依存している当村においては、この影響を受けることは必至であり、村民福祉の停滞を回避するためには財源の確保が必須であります。村として独自に新たな財源を求めることは大変困難であり、従来どおり地方交付税等に頼らざるを得ない状況であります。

昨年の第3回定例会におきましても同様な趣旨の依頼があり、その際には意見書の提出をすることで採択とし、本会議におきましても同様な決定をいただいた経緯がありました。

本件の審査におきましても、市町村議会の上位組織でまとめたものであり、足並みをそろえて運動を展開することが当然であろうということから、総務文教常任委員会では、昨年同様意見書を提出することで全会一致で採択と決定をいたしました。

つきましては議員各位の賛同をお願い申し上げ、付託陳情書審査結果報告といたします。
議長（林 昌枝君） これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから陳情第7号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出についてを採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、陳情第7号は委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。

陳情第8号の上程、報告、質疑、討論、採決

議長（林 昌枝君） 日程第3、陳情第8号 日本政府に核兵器禁止条約へ署名・批准を求める陳情についてを議題とします。

本件は総務文教常任委員会へ審査を付託しております。委員長の審査結果報告を求めます。
林総務委員長。

〔総務文教常任委員長 林 和一君登壇〕

総務文教常任委員長（林 和一君） 日本政府に核兵器禁止条約へ署名・批准を求める陳情の審査結果報告。

令和3年第3回高山村議会定例会。

令和3年9月16日。

総務文教常任委員長、林和一。

引き続き、第3回定例会初日に審査を付託された陳情第8号 日本政府に核兵器禁止条約へ署名・批准を求める陳情について、慎重に審査を行いましたので、その結果を報告いたします。

提出者は、吾妻地区平和行進実行委員会代表、真砂洋治氏による持参提出ということになります。

本陳情の要旨は、核兵器禁止条約は2017年7月7日に122か国の賛成で採択され、2021年1月22日に発効されたこと。

条約の内容は、核兵器の開発、製造、実験だけでなく、備蓄や移譲、威嚇など核兵器に関するあらゆることを禁止していること。

今までに、国内でも広島、長崎の被爆者をはじめ、核兵器のない世界を目指して長年にわたり運動を続けてきた経緯があること。

しかし、唯一戦争被爆国である日本国政府は、この条約の有効性に疑義があるなどとして批准を拒否していること。

政府のこの姿勢は国際的にも厳しく批判されており、直ちに本件に署名・批准することを求める意見書を提出されたいことを望んでいるというものであります。

核廃絶等に関しては、国民心情として理解はできるではありますが、国の防衛問題や国際的に複雑に関連する幾多の問題がある中において、これら諸情勢を考えると、地方議会における所管部分として捉えることについて疑義もあり、現時点における本村議会として趣旨採択にとどめるということで、総務文教常任委員会では全会一致で合意に至りました。

議員各位の賛同をお願い申し上げ、陳情第8号に対する付託陳情書審査結果報告といたします。

議長（林 昌枝君） これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから陳情第 8 号 日本政府に核兵器禁止条約へ署名・批准を求める陳情についてを採決します。

この陳情に対する委員長の報告は趣旨採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、陳情第 8 号は委員長の報告のとおり趣旨採択とすることに決定しました。

発委第 1 号の上程、質疑、討論、採決

議長（林 昌枝君） 日程第 4、発委第 1 号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書についてを議題とします。

本件は、会議規則第 39 条第 2 項の規定によって、趣旨説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 異議なしと認めます。

したがって、発委第 1 号は趣旨説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから発委第 1 号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書についてを採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、発委第 1 号は原案のとおり可決されました。

報告第2号の上程、報告、質疑

議長（林 昌枝君） 日程第5、報告第2号 株式会社たかやま振興公社の経営状況についてを議題とします。

本件について報告を求めます。

村長。

村長（後藤幸三君） 株式会社たかやま振興公社の経営状況について、提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法第243条の3第2項の規定による株式会社たかやま振興公社の令和2年度における経営状況につきましては、議案書別紙にございます第三セクター経営状況報告書のとおりでございます。

なお、令和2年度におきましては、令和元年度同様、新型コロナウイルス感染症の影響により当期純利益は2,053万2,000円の赤字決算となりました。

長引く新型コロナウイルス感染症の影響により、経営自体がままならない状況から、余儀なく金融機関から4,000万円の借入れを行い営業を実施しておるところでございますが、令和2年度におきましては、お手元の資料にありますように、703万7,000円の債務超過となったことから、報告書に併せて第三セクター等経営健全化方針を作成し、早期の債務超過解消を目指すための抜本的改革を含む経営の健全化方針を定めたものでございます。

村の出資が50%以上（実質100%）の法人であることから、経営の効率化・健全化と地域活性化等に資する有意義な活用の両立に今後とも強力に取り組んでまいりたいと考えております。

議員各位におかれましては、引き続き指定管理施設の運営に対するご意見、ご指導を賜りますようお願い申し上げます、報告とさせていただきます。

議長（林 昌枝君） これから質疑を行います。

奈良議員。

8番（奈良哲男君） 振興公社の件、ちょっと質問させていただきます。

令和2年に発生した新型コロナウイルス感染症により急激な業績の悪化、さらに現在、緊急事態宣言が発令され、議会側からも要望しました温泉施設も休館しているような状態でご

ざいます。村民の方々も大変心配されています。振興公社の社長として、村民の方々に向かって、新型コロナ対策や今後の振興公社の方針等を発信していただきたいと思っています。よろしくをお願いします。

議長（林 昌枝君） 副村長。

副村長（平形郁雄君） 奈良議員のご質問でございます。たかやま振興公社につきましては、副村長が社長を兼務するということが慣例となっております。この場では社長の立場では答弁しかねますことから、副村長の立場から申し上げさせていただきます。

去る8月20日に新型コロナウイルス感染症に伴う緊急事態宣言が発令されまして、翌日の21日には議会より指定管理施設の休業につきまして要望書が提出されました。これを受けまして、村執行部といたしましては村民の安全を第一と考えながら現場の意見を聴したところでございます。現場といたしましては、昨年の休業の経験から、感染防止対策を万全にし営業を継続していきたい旨の回答となったわけでございます。

村執行部といたしましては、安全確保が保たれるということであれば営業はやむなしとの判断をさせていただきました。その後、議員皆さんからのご意見、また村民からのご心配の声寄せられた等によりまして、村執行部といたしましては、近隣町村の状況を参考にした上で感染リスクが高いと思われる温泉施設につきまして、宣言が解除されるまでの間、休業要請を株式会社たかやま振興公社に対し発出したところでございます。

引き続き施設の運営管理につきましては、村民をはじめ、利用者の方々及び施設関係者等の感染防止対策を、万全な形により営業されるよう図ってまいり所存でございます。

なお、今後の指定管理施設の管理運営に関しましては、現在、地域振興課が中心となりまして検討しております中期経営計画案に沿った形で進められるよう準備をしていかなければならないと考えております。村民をはじめ、利用者が快適で何度でも利用したくなる施設の実現を目指す所存でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（林 昌枝君） 奈良議員。

8番（奈良哲男君） 村民も非常に心配していましたので、ぜひともそういうことをよろしくお願い申し上げまして、質問を終わります。

議長（林 昌枝君） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） これで質疑を終わります。

以上で、報告第2号を終わります。

議案第1号の質疑、討論、採決

議長（林 昌枝君） 日程第6、議案第1号 高山村税条例の一部改正についてを議題とします。

本件は、9月2日に上程され、議案調査となっています。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから議案第1号 高山村税条例の一部改正についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号の質疑、討論、採決

議長（林 昌枝君） 日程第7、議案第2号 高山村基金条例の一部改正についてを議題とします。

本件は、9月2日に上程され、議案調査となっています。

これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから議案第2号 高山村基金条例の一部改正についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案の訂正について

議長（林 昌枝君） 日程第8、議案の訂正についてを議題とします。

村長から議案第3号 令和3年度高山村一般会計補正予算及び議案第4号 令和3年度高山村土地開発事業特別会計補正予算（第1号）について訂正の申出がありました。

本件について訂正理由の説明を求めます。

村長。

村長（後藤幸三君） ただいま議長より許可をいただきましたので、議案訂正の説明をさせていただきます。

去る9月2日に提出した議案第3号 令和3年度高山村一般会計補正予算（第3号）、議案第4号 令和3年度高山村土地開発事業特別会計補正予算（第1号）の2議案を訂正したいので、高山村議会会議規則第20条の規定により申出をいたすものでございます。

訂正の理由といたしまして、まず、議案第3号 高山村一般会計補正予算書13ページ、2款1項5目企画費において、土地開発事業特別会計繰出金のうち、造成地測量設計委託料分を改めて事業精査を行いたいため、設計委託費800万円を全額減額、補正予算書18ページ、10款4項1目園管理費において、こども園増改築整備事業のうち、増改築工事費から解体工事費分200万円を減額、併せて継続費の補正のうち令和3年度分を減額し、補正予算総額を6,207万6,000円といたしたいため各計数の訂正をお願いするものでございます。

次に、議案第4号 高山村土地開発事業特別会計補正予算においては、宅地造成事業費のうち造成地測量設計委託料800万円を減額し、補正予算総額を17万6,000円としたいため各計数の訂正をお願いするものでございます。

以上、説明を申し上げ、議案訂正について許可をいただきたくお願い申し上げます。

議長（林 昌枝君） これから質疑を行います。

3番、林議員。

3番（林 和一君） 質疑の時間がありますので発言をいたしますが、定例会初日に提案された内容では、一般会計では土地開発事業特別会計繰出金で、事業を実施する特別会計では造成地測量設計委託料として800万円が計上されておりました。議案調査の中では、議会からの多くの疑問、質問があり、執行部からは予算要求する理由について細かい説明がありました。その後、9月14日において議案書の訂正が示され、この補正予算要求の取下げが行われるという内容の話がございました。まずは、この経緯について本席で再度説明をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（林 昌枝君） 振興課長。

地域振興課長（林 隆文君） どうもお世話になります。

林議員のご質問にお答えをいたします。

宅地造成事業特別会計ですが、定例会の初日に800万、そして弁護士費用ということで817万6,000円を計上させていただきました。その中で、800万につきましては設計費ということで、今、村のほうで本宿の田中地区、そして五領の下ノ宿の宅地造成を計画しております。今回につきましては田中地区につきまして、所有者の方からある程度同意をいただいた中で進めていきたいということで、今年度については設計、来年度については工事という形で進めてまいったんですが、実際、初日のほうに800万円ということで詳細設計の補正をさせていただきました。その関係につきましては、課内のほうで、平成23年度に3団地造成した経緯がありまして、その関係を精査しながら、実際そのときにつきましては、詳細設計については見積りをいただいて設計をしてもらった段階があります。今回については入札の関係で、あくまでも公平性を生かしながら、なるべくちゃんとした設計をしたいということで、設計金額を精査させていただきました。

その中で、県にあります補助機関であります技術センターの関係の方にちょっと話を伺いながら実務を進めてきました。実際、その中で800万という数字は圧縮した数字でございます。村でできるものについては執行させていただいて、800万円ということで計上をさせていただきました。ただ、その中でもう一度、来年度工事が入るんですが、工事費も含めてやり方、そして詳細設計についてもう一度精査をさせていただきたいということで、今回については訂正ということで上程をさせていただきました。

議員各位についてもいろいろお考えはありますが、ご理解をいただきたく、よろしくお願いいたします。

議長（林 昌枝君） 3番、林議員。

3番（林 和一君） ただいま村長からの説明の中にも、単に精査のため減額をするという数字を示しただけで提案理由の説明が終わっておりますけれども、強い指摘、質問を受けて、再考するというようなことから予算要求を取り下げるといったような事態になりましたけれども、このような処理に関しまして、今後における議案提出の在り方について影響が懸念されてくるので、いかがなものかなというのが私の考えでございます。当然のことながら議会を説得すべきであるわけであります。

議会の現地視察から、その後の執行部との意見交換におきましても多くの提案が出されました。新しい考え方での取組について多くの意見があったと思います。村単事業であること、施工関係者からのアイデアを募集します、こんなような考えができなかったのかなというのが思われております。議会からの提案に関しまして、言い方は悪いかもしれませんが、目もくれずに計画しているのではないかとさえ思ったような事態でありました。

そこで、こうした事態になったことに対する考えについて村長から意見がございましたら、お伺いしたいというふうに思います。

議長（林 昌枝君） 村長。

村長（後藤幸三君） 私も、この800万という数字については、この平たんなどころでのいろいろな測量や設計についてとても高いという印象は持ちました。しかしながら、我々行政の立場から、お客さんにその土地を提供するわけでありまして、きちんとして中でお客さんに販売するという目的もございます。その土地を売ってから問題が発生しないための測量とか事業をしてまいるということで、この県の仕様に沿ってこの計画をしたということであります。

また、皆様のご意見を拝聴して、私もちょっと高いんじゃないかということで技術センターのほうへ掛け合って、今精査をしてもらっているところでございます。この結果についてはなかなか難しい面があります。そうした場合には、またほかのいろんな方法があるかもしれませんが、それを模索してこの分譲につなげていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（林 昌枝君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（林 昌枝君） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案の訂正については、許可することにご異議ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案の訂正については許可することに決定しました。

議案第3号～議案第5号の質疑、討論、採決

議長（林 昌枝君） 日程第9、議案第3号 令和3年度高山村一般会計補正予算（第3号）から日程第11、議案第5号 令和3年度高山村農業用水事業特別会計補正予算（第1号）までの3議案を議題とします。

本件は、9月2日に一括上程され、議案調査となっています。

これから質疑を行います。

3番、林議員。

3番（林 和一君） 13ページ、2款1項5目企画費でありますけれども、テレビ無線共聴システム管理事業でございます。14節個別受信対策工事ですけれども、当初予算での質問に対しまして、説明で不具合対策にということで525万円の計上がありました。今回の補正で2世帯分の個別受信対策工事として100万円が追加計上をされております。本事業は、計画当初から相当入念な調査の上に立って施工されてきたのではないかと考えておりますけれども、本格運営開始直後にもかかわらず、既に合算しますと600万円を超えるような費用をかけるように思われます。この内容をご説明ください。

議長（林 昌枝君） 振興課長。

地域振興課長（林 隆文君） どうもお世話になります。

林議員のご質問にお答えをいたします。

テレビの共聴システムについて、林議員がおっしゃったとおり当初525万5,000円の工事費、そして調査の手数料ということで220万5,000円を当初で予算を計上させていただいております。実際、もう今年の4月から供用開始をしていますアンテナ部分については、その

中で余り電波がよくないという調査の件数が19件来ています。実際今まで現地に行って検査をした件数が19件、その中で何度か行っているケースも多々あります。

その中で、検査をしながらどうしてもテレビが映らない箇所が2か所ありました。判形地区で1か所、そして本宿地区で1か所。本宿につきましては3世帯の方が映りが悪いということで、本宿地区につきましてはアンテナを、ちょっと小っちゃいアンテナなんですけど、今のGFのアンテナを今年度に建築予定でいます。そして判形につきましては1件だけですので、個別のアンテナで対応するような形になります。

そして、どうしても525万の予算を取ったんですが、不足目が出る可能性がありますので、100万円ということになるんですが、補正で計上させていただきました。

以上です。よろしく願いいたします。

議長（林 昌枝君） 3番、林議員。

3番（林 和一君） これに関しましては、備品購入におきましても当初計上で803万円という計上があって、合算しますと相当大きな額になるわけですけども、これらの予算との調整についてはどんなお考えがあるのか、お聞きできればと思います。

議長（林 昌枝君） 振興課長。

地域振興課長（林 隆文君） お世話になります。

備品の関係なんですけど、購入の関係についてはもう済ませております。実際、雷が落ちたりしますと、どうしても機械が傷むということで、予備の備品ということで700万円を割った数字で契約をさせていただいて、もう納入も済んでおります。その中身は、アンテナが10と20を1台ずつ、そして茶屋ヶ松にあります受信の施設、その中の配電盤の関係、そしてあといぶき会館にある配電盤の関係を予備の備品ということで買ってあります。それにつきましては、何か有事の際、雷が落ちたり、テレビが映らなくなった場合について、そういう予備品を使って修理をするような形になります。

以上です。

議長（林 昌枝君） 3番、林議員。

3番（林 和一君） テレビの関係については、ありがとうございました。

16ページ、7款1項4目道の駅整備事業に関係する部分でありますけれども、この弁護士費用の計上についてでありますけど、これは大型事業に関連する案件の着手金であるというようなことの内容かなと思われまして、非常に重要な内容でありますので質問をさせていただきます。

これからこの議案が議決されますと、やっと本腰を入れていくのかなというような段取りになるのかと思われましても、村長にお聞きしたいと思うんですが、こうした案件こそもっと高度な政治判断をして対処すべきであったのかなと強く感じておるところがございます。やるべき事務処理に対して職員も重要な案件については指示を上席に伺って判断を求めましょうし、指示があれば、いろんなものについてはどんどん取り組んでいくというのが行政であろうかというふうに思っております。

今までの全員協議会等の席でも強い懸念を示す意見が多く出されていたかというふうに思っておりますけれども、村長はこうした案件に対して、職員に対しての指示の仕方といたしますか、業務の進め方等についてもっと積極的であってほしいというようなことでありますので、許容の範囲で結構ですのでお答えがいただけるところがありましたら、よろしく願いいたします。

議長（林 昌枝君） 村長。

村長（後藤幸三君） 私ども法律家でも何でもありません。そのために弁護士がおりますので、その弁護士の方に鋭意、その都度相談をしながら、我々が有利なようにお願いするわけです。ということですから、弁護士頼みということになりましようかね。そういう形でこれからも進めてまいりたいというふうに考えております。

議長（林 昌枝君） 暫時休憩します。

休憩 午前 10 時 54 分

再開 午前 11 時 05 分

議長（林 昌枝君） 再開します。

引き続き、一般会計補正予算（第3号）の質疑をお願いします。

奈良議員。

8番（奈良哲男君） 18ページです。10款教育費の中で、こども園増改築整備事業、確認の意味での質問になるんですけれども、何度か説明をいただき、また議員からの要望、提案、そして協議をしました。その中で、こども園の増改築工事の方法というのを改めて説明をしていただきたいと思います。

議長（林 昌枝君） 教育課長。

教育課長（金井 等君） お世話になります。

奈良議員の質問にお答えいたします。

先日説明していただきました内容でございますが、現在のプールを設置してある敷地に52平米の保育室の増築をお願いするものでございます。木造と鉄骨造り2通りの仕様書をこちらから示し、村内業者にどちらが低コストで建築できるかを選択してもらい、プロポーザルによりまして低価格の構造を採用するというものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（林 昌枝君） 奈良議員。

8番（奈良哲男君） 村内業者に出していただけるということで、安心をいたしました。

そこで、もう一つちょっと質問があるんですが、教室自体の床面積というのは決まっているんでしょうか。そして今後、少子化になるということが考えられます、その教室を多目的に利用していくために、普通の教室だとちょっと広過ぎるんじゃないかというような意見もありまして、教室をちょっと小さくできないものかということをお願いさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（林 昌枝君） 教育長。

教育長（山口 廣君） 奈良議員の質問にお答えします。

まず、幼稚園型こども園の認定基準ですが、2歳以上の子供は1人につきまして1.98平米と決まっております。今回増築を予定している面積は92平米でございますが、現在、保育を行っている月組が59平米、3、4歳児で24名がその教室を使用しています。銀河組が58平米で5歳児20名を保育しております。

全国的に少子化傾向があると報道されていますが、高山村では平成28年に生まれた子供が9人で、少子化が進むのではないかと心配していましたが、その後、子供の人数を年度ごとに見ますと15人、30人、23人、20人となっています。令和3年度は10人ですが、前の例を見ますと、令和4年度以降、子供の人数が減るか増えるか予想できません。増えたときのことを考えますと、今回増築する教室の面積は妥当と考えております。

以上、奈良議員の質問の回答とさせていただきます。

議長（林 昌枝君） 奈良議員。

8番（奈良哲男君） 説明、大変よく分かりました。よろしくお願いいたします。

議長（林 昌枝君） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 次に、議案第 4 号、議案第 5 号について一括して質疑を行います。

なお、質疑の際には会計名、ページ及び事業名称など質問箇所を明示してからお願いします。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 質疑なしと認めます。

これから議案ごとに討論、採決を行います。

最初に、議案第 3 号について討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから議案第 3 号 令和 3 年度高山村一般会計補正予算（第 3 号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第 3 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 4 号について討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから議案第 4 号 令和 3 年度高山村土地開発事業特別会計補正予算（第 1 号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第 4 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 5 号について討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから議案第 5 号 令和 3 年度高山村農業用水事業特別会計補正予算（第 1 号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（林 昌枝君） 日程第12、議案第6号 道の駅中山盆地高山観光交流館昇降機・浄化槽・受水槽設備設置等工事の請負契約についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

村長（後藤幸三君） 議案第6号 道の駅中山盆地高山観光交流館昇降機・浄化槽・受水槽設備設置等工事の請負契約について、提案理由の説明を申し上げます。

中心地づくり事業として、1階には農産物加工場、災害に備えての備蓄倉庫、2階にはレストラン、イベントスペースを備えた高山観光交流館を建設中でございます。

今回お願いする高山観光交流館昇降機・浄化槽・受水槽設備等の工事は、本体工事に付随する工事となるため、本体工事を受注している佐田建設株式会社北毛営業所と随意契約し、税込み契約金額については精査した結果、6,435万円となりました。

つきましては、議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、道の駅中山盆地高山観光交流館昇降機・浄化槽・受水槽設備設置等工事の請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

工期については、令和4年3月31日といたします。

完成後は、多機能の施設のため地域住民の交流や本村を訪れた方々との交流施設としての活用を考えております。

慎重審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（林 昌枝君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから議案第6号 道の駅中山盆地高山観光交流館昇降機・浄化槽・受水槽設備設置等
工事の請負契約についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（林 昌枝君） 日程第13、議案第7号 村道判形線（田尻橋工区）橋梁補修工事の請
負契約についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

村長（後藤幸三君） 議案第7号 村道判形線（田尻橋工区）橋梁補修工事の請負契約につ
いて、提案理由の説明を申し上げます。

田尻橋は、あがつま農協高山支店の西側に位置し、役原川に架かる橋長32.5メートル、
幅員6.58メートルの橋梁で、高山村橋梁長寿命化修繕計画に基づき、国庫補助事業を活用
し、補修工事を行うものとなります。

本契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する
条例第2条に規定する予定価格が5,000万円を超える工事契約となるため、地方自治法第96
条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、本工事は令和4年3月15日の完成を予定しております。

慎重なご審議をいただき、可決くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といた
します。

議長（林 昌枝君） これから質疑を行います。

4番、後藤議員。

4番（後藤 肇君） この工期についてなんですけれども、各部落というより判形のほうに配ったチラシには4か月から6か月ぐらいという案内があったかなと思うんですけれども、3月15日で実際間に合うのか、ちょっとお尋ねをしたいと思います。

議長（林 昌枝君） 建設課長。

建設課長（飯塚優一郎君） 後藤肇議員の質問にお答えいたします。

今回の契約におきましては、工期を来年の3月15日に設定しておりますけれども、今日、議会で議決をいただきました後、本契約になりますので、施工業者と打合せ等あるんですけれども、現在の国の橋梁補修工事の状況を見てみますと、コロナの関係の影響もございまして、資材等が遅れる可能性もあります。そんな関係もありますので、年内をめどに県との協議を行いまして、工期がかかるようでしたらば、繰越事業という形で工期のほうを延期したいというふうに考えております。

現時点では、3月15日を目標として工事の完成を目指していきたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

議長（林 昌枝君） 4番、後藤議員。

4番（後藤 肇君） よく分かりました。

判形でも中心的なところなので、ぜひ早めに工事をしていただいて、交通にあまり不便さがないようによろしく願いできればと思います。

以上です。

議長（林 昌枝君） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから議案第7号 村道判形線（田尻橋工区）橋梁補修工事の請負契約についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（林 昌枝君） 日程第14、議案第8号 道の駅中山盆地高山観光交流館厨房機器購入についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

村長（後藤幸三君） 議案第8号 道の駅中山盆地高山観光交流館厨房機器購入について、提案理由の説明を申し上げます。

今回お願いする高山観光交流館の厨房機器については、農産物商品開発室の60機器、カフェ厨房の14機器、ジェラート厨房の17機器の購入をお願いするものでございます。

県内の厨房事業者9社を指名し、8月30日に入札を実施した結果、総合厨房設備株式会社が税込み価格5,412万円で落札いたしました。なお、落札率は97.4%となります。

つきましては、議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、道の駅中山盆地高山観光交流館厨房機器を購入するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

納入期限は、令和4年3月10日といたします。

慎重審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（林 昌枝君） これから質疑を行います。

1番、後藤議員。

1番（後藤明宏君） 農産物加工所商品開発について、令和4年4月より交流館及び農産物加工所の運営がスタートいたしますが、何をどのように加工し、どう処理していくのか、出だしてもたつからないよう準備が必要と考えます。

また、生産者との話し合い、出荷規格、引取価格など、計画はどこまで進んでいるでしょうか。

議長（林 昌枝君） 地域振興課長。

地域振興課長（林 隆文君） どうもお世話になります。

後藤議員のご質問にお答えをいたします。

加工場が来年4月にオープンいたします。その中で、加工場の運営、そしてどういったものを処理していくのか、実際今考えているのは村の農産物なんです、エダマメ等、そしてトウモロコシ、冬の間はピーツとか、あらゆるものを試作品として考えている部分もあります。それについては、Y Pホームの6次産業のアドバイザーの方にある程度話を聞きながら、今年度、商品開発を進めながら、来年4月から順次、できたものから加工をしていくような形になるかと思えます。

また、生産者との協議につきましては、また8月の全協で進めていくという話を私させてもらったんですが、ちょっと今手間取ってしまっていて、進めていないのが現状です。今後、今年度9月、10月ぐらいで生産者と話をして行って、来年の農産物をどのような形で仕入れたら、どんな形で搬入をしていくかということも密に詰めたと思います。

また、価格についても、加工ということではね出しを使ったり、そのまま出荷できないものを使うような形になりますので、あくまでも食品ロスを防ぐような形で、SDGsの関係を進めていくような形もとりますので、その辺については、また生産者と具体的に話を進めたいと思います。

以上です。

議長（林 昌枝君） 1番、後藤議員。

1番（後藤明宏君） 春から冬にかけて4シーズン、それぞれ旬の野菜があるわけですので、その旬にこだわって有利になるような加工品をぜひ考えていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

議長（林 昌枝君） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから議案第8号 道の駅中山盆地高山観光交流館厨房機器購入についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（林 昌枝君） 日程第15、議案第9号 令和3年度高山村一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

村長（後藤幸三君） 議案第9号 令和3年度高山村一般会計補正予算（第4号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算は、追加議案としてお願いするもので、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ270万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ30億2,252万4,000円といたしたいものでございます。

補正の内容でございますが、まず、事項別明細書7ページをご覧ください。

歳入につきましては、本補正の財源として財政調整基金繰入金を充てるため270万円の増額をお願いするものでございます。

次に、8ページをご覧ください。

歳出となります。

農業振興費において、新規事業となります就農支援・農的魅力開発支援事業の業務委託料として270万円の増額をお願いするものでございます。

事業の内容といたしましては、遊休農地を活用した村の魅力開発、新規就農支援として調査・分析を行い、今後の事業振興につなげたいと考えております。

慎重審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

議長（林 昌枝君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから議案第9号 令和3年度高山村一般会計補正予算（第4号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

認定第1号～認定第8号の質疑、討論、採決

議長（林 昌枝君） 日程第16、認定第1号 令和2年度高山村一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第23、認定第8号 令和2年度高山村水をきれいにする事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの8議案を議題とします。

本件は、9月2日に一括上程され、議案調査となっています。

これから質疑を行います。

最初に、認定第1号について質疑を行います。

質疑は歳出から款を分けて行います。

なお、質疑の際にはページ及び事業名称など質問箇所を明示してからお願いいたします。

それでは、1款及び2款について質疑を行います。

7番、平形議員。

7番（平形眞喜夫君） 成果説明書5ページ、2款1項1目庁舎管理事業について質問します。

ドライブレコーダーを購入して計34台の車両に取り付けたことを全員協議会で聞きましたが、社会福祉協議会、たかやま振興公社ともそれぞれ独立した企業体であります。経費の節減のための共同一括は理解できますが、それぞれの企業体より応分の負担を求める考えはなかったのでしょうか。

それと、これが前例となり、今後も続くことを私は懸念して質問します。

議長（林 昌枝君） 総務課長。

総務課長（割田 眞君） 平形議員の質問にお答えいたします。

ドライブレコーダーは交通事故等の対応やトラブル防止用として設置をさせていただきます。

した。本来なら、役場、社会福祉協議会、たかやま振興公社ともに安全運転管理者がおりますので、その指示のもと安全運転管理対策を行うことになっています。

今回の件につきましても、はっきり線引きをするべきところではございました。ただ一括購入で職員の手で設置したこと、また振興公社のほうでコロナ禍の影響で道の駅の業績が悪かったため、状況を見ながらということは考えておりましたが、その時点で負担については考えておりませんでした。

今回のことを踏まえまして、今後はこのようなことがないように、はっきりと線引きをしてよく検討し、応分の負担を求めるようにしていきたいと思っておりますので、よろしく願います。

議長（林 昌枝君） 7番、平形議員。

7番（平形眞喜夫君） はい、分かりました。

今度はそういう配慮もよろしく願います。

議長（林 昌枝君） 4番、後藤議員。

4番（後藤 肇君） 28ページの2款3項マイナンバー事業についてお尋ねしたいと思いません。

これ議案調査の中で趣旨説明はあったのですが、高山の発行率が25.78%、これは群馬県でどの辺の位置にあるのか。前のデータは私もちょっと見たんですけども、1年ぐらい前のデータなんでなかなか分かりづらいのでお願いしたいのと、これが進まない理由としては、国からのいろんな指示とか、そういう部分と、あと整備事業がなかなか整わないとかあると思うんですけども、高山村でこれが進まない理由等があれば、ちょっとお話しただけでもいいかなと思いますので、よろしく願います。

議長（林 昌枝君） 住民課長。

住民課長（飯塚欣也君） 後藤議員のご質問にお答えさせていただきます。

高山村のマイナンバーの取得率でございますが、県下で30番目でございます。大変低い数字となっております。群馬県の平均から見ますと大分今低い水準でございます。今現在、窓口等で声かけ並びに広報等の周知を行い、直近5か月で約6%の増がございました。また、進まない理由でございますが、コンビニ等で住民票、印鑑登録証明書などの取得の手続きは高山村ではまだ行っておりません。令和3年10月からマイナンバーカードが国民健康保険証並びに薬局における保険証利用開始が始まる予定でございます。しかしながら、他町村と比較すると低いというのは事実でございます。

今後も引き続き広報並びに窓口等の声かけで一人でも多くの方にマイナンバーを取得していただけるよう努力をしてみたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（林 昌枝君） 4番、後藤議員。

4番（後藤 肇君） 説明は分かりました。

これから国でもデジタル庁とかが発足して、随時そういう指令等が来るといいますんで、またそれに我々も協力して、少しでも利用価値を高めていければと思いますんで、今後とも努力よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

議長（林 昌枝君） ほかに質疑はありませんか。

2番、佐藤議員。

2番（佐藤晴夫君） 成果書の12ページ、2款1項5目地域おこし企業人活用事業のところでございますが、一応昨年9月から協定を結んで執行者2名分ということになっております。ここで昨年度の予算651万7,924円というような人件費が計上されておりますけれども、この人件費については交付税算入というような形ですが、個人個人のあれに対して基準額というようなものがあるのでしょうか、それを教えてください。

議長（林 昌枝君） 地域振興課長。

地域振興課長（林 隆文君） どうもお世話になります。

佐藤議員のご質問にお答えをいたします。

企業人ということで制度を使って、昨年の9月から総務省の通達になるんですが、今Tree to Greenさんに2人の方で契約を結んでいます。最大で3年間継続できるような形になっております。実際、特別交付税の措置としては1人頭560万ということで、最大で2人年間雇った場合について1,120万円ということになります。今回については途中からお願いをしておりますので650万という形になっています。そちらについては日数割ということで、人件費については特別交付税の全額措置ということになっています。

Tree to Greenさんに今お願いしている部分については企業人になりますので、そのノウハウを生かしていただいて中心地づくりのアドバイスとか、あとは実際の観光交流館の中で内装の設計とか、そういう空間の部分についてコンセプトをいただいているような状況でございます。

以上です。

議長（林 昌枝君） ほかに質疑はありませんか。

野上議員。

5番（野上富士夫君） 私は、新型コロナウイルスと経費の削減全般について申し上げますので、特に事項別明細書、成果説明書何ページということはございません。

令和2年度の決算審査については、昨年より導入された成果説明書を中心に、職員の皆さんから事細かに説明を受けました。この成果説明書は事業目ごとに決算額、財源内訳、事業実績等が分かりやすく記載されており、質問には職員の皆さんが真摯に対応してくれたので、本会議における質問は特にありませんけれども、決算審査を通じての所感を2件ほど述べたいと思います。

まず、1件目ですが、昨年度の国、県、市町村における一番の出来事は新型コロナウイルス問題に明け暮れた1年であったことだと思います。本村においても特別定額給付金の支給、あるいはコロナウイルス感染防止対策費として国の補助事業と村の単独事業を合わせた支出額は約5億5,800万円となりました。また、昨年度の緊急事態宣言の発令、学校等の一斉休業、村内におけるコロナウイルス感染者の出現、給付金の支給や感染防止対策の諸事業に携わった関係者の皆さんには、外部からは分からない大変なご苦勞があったものと推察いたします。

群馬県においては、昨年の3月7日に初のウイルス感染者が出てから既に1年半が経過いたしました。しかし、新型の変異株の出現等により、いまだコロナウイルス終息の見通しは立っておりません。今後も村民の暮らしと命を守るため、特段のご尽力をお願いいたします。この件について村長からコメントがあれば、後ほどお願いをしたいと思います。

次に、2件目でございますけれども、地方自治法には地方公共団体はその事務を処理するに当たっては住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならないと規定されています。

本村における令和2年度の予算の執行において目に見える経費の削減がありました。その1つは、第一分団本宿詰所の更新を村内の建築業者によるプロポーザルで実施することにより、工事費及び設計料で当初予算に比べ約500万円の削減が図られました。

次に、昨年度は様々な計画書の策定業務委託料として3,600万円強が支出されました。しかし、高山村第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の策定は、当初予算で約250万円計上いたしましたが、職員が策定したことにより全額削減することができました。この2件の削減額は750万円となり、大いに評価できるものでございます。

このように慣例にとらわれることなく、創意と工夫により経費の削減はあらゆる分野にお

いて可能と思われま。今後ともなお一層のご努力をお願いいたします。この件につきましては総務課長のほうからコメントがあればお願いをしたいと思います。

以上でございます。

議長（林 昌枝君） 村長。

村長（後藤幸三君） ただいま野上議員が言われるように、コロナウイルス感染症との闘いは長期化を強いられております。喫緊の尾身会長の話ですと二、三年プラスアルファ年はかかるだろうと、長期間を予想しております。

この間、職員及び関係する方々には、村民に対してのワクチン接種や交付金事業、感染予防対策など力を注いでいただき、それぞれの事業が順調に遂行したものとされております。最近では新たな変異株が次々と発生するなど、まだまだ不安要素はたくさんあります。3回目のワクチン接種の可能性や新たな治療法が開発され、コロナウイルス感染症が収束することを願っております。

一方で、経済活動については、ウィズコロナ、アフターコロナ社会に対応した活動の再開を見据えなければならないと考えております。

県では、医療、経済対策に490億円の補正予算を組み、県独自のワクチンパスの活用をはじめ、10月以降の経済活動再開を視野に入ると発表しております。緊急事態宣言の発令などによって村民の皆さんにも活動の制限など我慢をさせていただいているところでございます。新しい生活様式の実践が求められる中、村としても引き続き感染予防対策に努めるとともに、経済活動の再開についても検討していきたいと考えております。ご理解、ご指導のほどよろしくをお願いを申し上げます。

議長（林 昌枝君） 5番、野上議員。

5番（野上富士夫君） 村長には丁寧な答弁をいただき、ありがとうございました。

新聞やテレビのニュース等では第6波の到来も懸念される、あるいは今後、第3回目のワクチン接種等も話題になっております。何といたしても、いつ終息するか分かりませんが、今後とも村民の暮らしと命を守るために、ぜひともよろしくをお願いいたします。

ありがとうございました。

議長（林 昌枝君） 総務課長。

総務課長（割田 眞君） ただいまの野上議員のご意見に対しまして私のほうから述べさせていただきます。

野上議員には貴重なご意見、大変ありがとうございました。

今回の事業目、成果説明書等で説明をさせていただきました。この事業目の区分けにつきましては、平成29年度から取り組みまして、令和3年度につきましてはかなり細かく見ております。この事業目を分けることによって、この事業にどんな経費が投入されるか、あるいはこの事業の成果がどんなものであったかということが改めてよく見えるようになってきました。

こういったことを踏まえまして、これからも全職員が共通認識の下、経費の削減、あるいはこの事業の効果について改めて認識を持っていただいて、今後も財政運営に努めていきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

議長（林 昌枝君） 5番、野上議員。

5番（野上富士夫君） 聞くところによりますと、庁内組織として未来プロジェクトなるものが事業仕分け的なものを始めたということでございます。この成果について大変期待をしておるところでございますけれども、国民、村民の血税を使わせていただく以上、最少の経費で最大の効果を挙げなければならないという地方自治法の本旨にのっとり、今後も行財政運営についてご尽力をお願いしたいと思います。

ありがとうございました。

議長（林 昌枝君） ほかに質疑はありませんか。

小林議員。

9番（小林 進君） 14ページをお願いします。

2款1項5目移住定住促進事業ということで344万8,000円、合計で400万以上の予算を組んであるんですけれども、この移住定住というのは、ここの説明では1名と書いてあります。これは今後どのような事業で、この1人の人の見解でこの移住者、定住者を募集しているのか、村でやっているのか、どのような形を進めてこれを増やしていくのかということを知りたいと思います。

議長（林 昌枝君） 地域振興課長。

地域振興課長（林 隆文君） どうもお世話になります。

小林議員のご質問にお答えをいたします。

移住定住ということで、コーディネーターということで女性の方1名で344万ということで決算額に上がっています。その方について実際1年間通して、村内外含めて、あと県外もそうなんです、あらゆる方と連絡という関係を持ったり、網を張るといって、連絡する方のネットワークをすごい持っている方です。その関係で、相談があった関係で、例えばこの

村に向いている方とか、そういう形が判断できる方です。そのネットワークの中でその話をさせていただいて、令和2年度につきましては24件の相談件数がありました。ただ、コロナ禍ということでなかなか移住定住も進まないのが現実でございます。

また、空き家バンクについても今のところ2件ということで、その件数も少ないんですが、その辺も空き家バンク等含めながらコーディネーターさんと話を密に、役場の職員もそうなんですが密に進めながら移住定住、過疎化という形になっていますので、減少に向けて、移住者の方が増えるような努力をしていきたいと思っています。

以上です。

議長（林 昌枝君） 小林議員。

9番（小林 進君） 確かに24名という形で、1人の人がこれだけの人をネットワークで関心を持ってもらったということは本当に素晴らしいことだと思います。村としても、こういう人が増えてくれれば本当にいいこととは思っているんですけども、1人よりも2人、2人よりも4人という、そういうネットワークを使ったほうが、うまくこの人に動いてもらってそういうネットワークを使って広げていったほうが、もっともっと増えるんじゃないかと、自分も何か説明を受けて感じたことなんでもございますけれども、今後、こういうコーディネーターを増やす予定というか、そういう考えはあるんでしょうか。

議長（林 昌枝君） 地域振興課長。

地域振興課長（林 隆文君） コーディネーターは今1名で頑張ってやっております。実際に相談件数が増えてきたり、例えば同日に東京圏内の方がある程度話がきた場合については、来年、観光交流館もできますし、そういう意味で、その中で増やせる状況であれば増やしていくという部分については検討していきたいと思っています。件数にもよったり、1人で対応できない部分であれば、村の職員もしくはコーディネーターを増やすことによって村のメリットも増えるような形になっていけば検討させていただければと思います。よろしく願いいたします。

議長（林 昌枝君） 小林議員。

9番（小林 進君） こういう人が増えるというのは、本当に村としては願望でございます。こういう人たちをなるべくネットワークを広げて、多くの方がこの高山に住んでもらえるような活動をしていただけたらと思うわけでございます。

ありがとうございました。

議長（林 昌枝君） ほかに質疑はありませんか。

小林議員。

9番（小林 進君） 沼田方面乗合バスということで、私何回も質問をしております。これが沼田方面の……

議長（林 昌枝君） 何ページですか。

9番（小林 進君） 決算書のほうの64ページ、2款1項5目です。

沼田方面で動きがあったようでございますけれども、その後どうなったか説明をお願いします。

議長（林 昌枝君） 地域振興課長。

地域振興課長（林 隆文君） 小林議員のご質問にお答えをいたします。

地方公共交通ということで沼田バスと中之条方面、2路線で営業させていただいております。中之条方面につきましては高山バスということでお願いをして、沼田バスについては、うちのほうから負担金を払って今のところ2路線で、概ね6往復をやっております。ただ、今年の8月にちょっと沼田ほうから、沼田のバスについて、今沼田で10路線関連する路線があります。その見直しをしているような形になっております。その中で本宿線ということの見直しがありまして、将来的には来年の1月くらいにはもうデマンド化にしたいということで要請がありました。

うちのほうもちょっと沼田市のほうに出向きまして話を聞いてきました。実際、うちのほうとしては学生も使っている、朝と夕方については使っております。ただ、沼田方面については学生が10人ぐらいいるんですが、バスを使って行く方については四、五名の方が多分いらっしゃると思います。その足を確保するため今後どういう対応をとるのかということで、高山の事業者であります高山運輸さんとも相談しながら、どういう形で持っていくのか、またあと陸運と協議をしながら、新たに開設をしたほうがいいんじゃないかという話もありますので、その話を今詰めている最中でございます。でき次第、また議会のほうには報告をさせていただければと思います。

来週の21日に陸運のほうに協議を進めるという話を聞いてくる予定があります。ただ、すぐには路線については開設はできないという部分、思っていますので、それも早急に進めていければと思っていますので、よろしくお願いいいたします。

議長（林 昌枝君） 小林議員。

9番（小林 進君） 認可事業でございますので、そう簡単に、はい、そうですというわけにはいかないと思います。どうか力強い交渉で、この600万を村外に出さないで、村内で

消費できるような形を考えていただければと思っております。よろしく申し上げます。

議長（林 昌枝君） 暫時休憩にします。

午後 1 時から再開しますのでよろしく申し上げます。

休憩 午前 11 時 55 分

再開 午後 1 時 00 分

議長（林 昌枝君） 再開します。

午前中に引き続き 1 款及び 2 款の質疑をお願いいたします。

1 款、2 款の質疑はいいでしょうか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 1 款、2 款質疑なしと認めます。

次に、3 款、4 款について質疑を行います。

3 番、林議員。

3 番（林 和一君） 質問に入る前に、保健みらい課の予算執行では、活動が少なくなった事業等に対する目配りを行いながら減額執行するなど多くの工夫箇所がうかがえたというふうに思っております。

成果説明書 42 ページ、3 款 1 項 7 目保健福祉センター費のうちの保健福祉センター施設管理事業になりますが、この中で、特に光熱水費を主に質問したいと思っております。

光熱水費の当初計上額が 909 万 5,000 円となっていました。決算では 738 万円となりました。ちなみに令和元年度決算額では 949 万 7,000 円ということで、年度途中での比較にあっても 200 万円を超える効果が算出できております。令和 2 年度におきまして 3 億 3,110 万円をかけて防災減災省エネルギー設備設置工事が施工され、これにより期待される効果がどんなもののかなということ考えられることがありましたら、お聞かせをいただきたいというふうに思います。

議長（林 昌枝君） みらい課長。

保健みらい課長（割田信一君） 林議員のご質問にお答えさせていただきたいと思っております。

私どもの保健福祉センターでは、昨年、その前の 2 か年にわたりまして継続事業として防災減災エネルギー設備導入事業を実施いたしました。その結果、林議員がおっしゃっていた

だいたように光熱水費の削減が昨年度決算で大分多く見込まれました。その事業の説明と併せてその効果等を今後どう期待するかお答えしたいと思います。

この事業につきましては、地域の防災減災と低炭素化を同時に実現する自立分散型エネルギー設備導入をしたものでございます。具体的には、防災面では太陽光発電設備と蓄電池を整備したり、また電気のみではなくガスを利用した発電装置も整備したりしてエネルギーの分散を図りました。これにより、避難施設である保健福祉センターでは災害時に停電になってしまっても電力供給が可能となりました。

また、低炭素化の面では、太陽光発電設備の導入や高効率電気設備への移行、灯油によるボイラーをエコキュートに変更したことなどにより、天候にもよりますが、年間で約100トンのCO₂の削減を目標としております。年間で100トンのCO₂削減というと分かりづらいんですけども、この削減量を具体的にイメージするために杉の木換算という方法がよく使われます。これは樹齢50年の杉が年間で約14キログラムの二酸化炭素を吸収すると言われております。換算すると杉の木約7,100本となります。

さらに、これを面積で換算すると4ヘクタールから5ヘクタールぐらい、つまりこの事業を実施したことによりまして四、五ヘクタールに植えられております樹齢50年の杉7,100本と同じぐらい低炭素化に貢献していると言えます。

また、ランニングコストにおいても年間で約300万円以上の光熱費が節約できるのではないかと期待しております。

このようによいことが多くある事業ですが、事業費に約3億4,000万円という高額な費用がかかっております。しかし、補助対象事業費には4分の3の国庫補助金、また起債では元利償還金の半分が交付税算入されるので、村の持ち出し額を積算しますと約5,300万円ほどとなります。この金額によって、先ほど申し上げたような効果等がありますので、大変よい事業を実施したのかなと思っておるところでございます。

以上です。

議長（林 昌枝君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（林 昌枝君） 次に、6款及び7款について質疑を行います。

奈良議員。

8番（奈良哲男君） 6款1項4目公共牧場運営管理費というところで……

議長（林 昌枝君） 何ページになりますか。

8番（奈良哲男君） 説明書のほうが67ページ、決算書のほうが120ページです。

最初に、ロールベラー購入費ということで、当初予算682万円が528万円で購入され154万円安く購入できたこと、経費節減で大変結構だと思います。その理由をちょっとお聞かせ願いたいことと、ロールベラーの耐用年数というのは何年ぐらいあるのかお聞きしたいと思います。

議長（林 昌枝君） 農林課長。

農林課長（平形英俊君） 奈良議員からのご質問にお答えいたします。

まず、ロールベラーが154万円安くなった理由でございますが、こちら入札等によりまして安く購入ができたということが理由となっております。

また、耐用年数等につきましては、メーカー等に確認したんですが、機械等は約7年ぐらいということで聞いております。ただ、こちら更新する前のロールベラーが平成6年度に導入をしております、25年間使用してきました。平成31年度にギアシャフトのところを経年劣化によりまして使用不能となり、また部品等につきましても生産が終了しており、交換することができなかつたため機械の更新をせざるを得なかつたというのが要因で更新をさせていただきました。

以上ですが、よろしくお願いたします。

議長（林 昌枝君） 奈良議員。

8番（奈良哲男君） じゃ、前の機械は大変長く使えたということなんですね。

続きまして、同じところで牧場管理委託料というところなんですが、令和元年度までは委託料として300万円が計上されています。令和2年には当初予算では342万円。42万円の増額になっております。この説明と牧場の管理において運営とか管理で大きく変わったような点がありましたら、その説明もお願いしたいと思います。

そして、決算において356万4,000円、当初予算に比べると14万4,000円の増額になっていきます。この説明も併せてお願いたします。

議長（林 昌枝君） 農林課長。

農林課長（平形英俊君） 奈良議員からのご質問にお答えいたします。

まず、12節牧場管理業務委託料が増えた要因でございますが、令和元年度まで7節の賃金のところで臨時職員の雇い上げ賃金をとっております。この賃金はロールサイレージといまして、牧草などを収穫、乾燥した後に機械で梱包したものの作業をする際に臨時職員として雇ってございました方の人件費を計上してございましたが、令和2年度から会計年度任用職

員制度の始まりにより、7節の賃金が廃止となり、12節の業務委託料から支出をするようになり、その分の費用が含まれております。

令和元年度の雇い上げ賃金の支出のほうは39万6,000円、令和2年度が56万4,000円と16万8,000円ほど増えております。これは令和2年度の作業日数のほうが81日、令和元年度の作業日数が54日と27日ほど作業日数が増えているのが要因となっております。

以上でございます。

議長（林 昌枝君） 奈良議員。

8番（奈良哲男君） 項目が違って来たということですね。

自分でも平成28年頃から少し決算書を調べさせてもらったんですが、令和元年度までは雇い上げ賃金という形で支払われて決算ができていました。会計年度任用職員という制度のことで、項目じゃないんですが、委託料のほうに加わったということで、そういう理解が一応できました。

続いてなんですが、牧場管理に関することなんですが、自分より大先輩が今管理をいただいています。今後後継者ということも大変問題になってくるのかなという気がいたします。

そこで、今元気で頑張ってくれている間に業務の後継を勉強する人も併せて一緒にやっていくのが一番ベストかなと、そんなふうに今考えています。本当に忙しい時期に2人体制とか、そういうことを考えて後継者を育成していったらどうかと、そんなふうに思っているのですが、執行部のほうの考えをお聞かせ願いたいと思います。

議長（林 昌枝君） 農林課長。

農林課長（平形英俊君） 奈良議員からのご質問にお答えいたします。

通常の牧場管理を業務委託によりお願いしております鈴木幹繁さんが74歳と高齢のため、後任の牧夫の方を村長等をお願いして現在探してもらっております。後任の牧夫の方が見つかり次第、牧場管理業務を覚えてもらうため、ある程度の期間2人体制での運用をお願いしたいと考えております。

以上でございます。

議長（林 昌枝君） 奈良議員。

8番（奈良哲男君） 高原牧場は高山村にとっても大変大きな観光資源だろうと思っています。みんなでよい知恵を出し合って、美しい牧場を守っていければというふうに考えています。どうぞよろしく願いたいと思います。

最後にもう一つ、7款の、説明書のほうで81ページ、決算書で136ページなんですが、観光交流館整備事業に関する事で、これは質問というよりはお願いという形になろうかなと、そんなふうには考えていますが、よろしくお願ひします。

観光交流館整備事業、約3年にわたり計画されてきました。観光交流館、今年度7億8,000万という額で工事がようやくスタートしたところです。村民の方々からも、この建設に当たり大変賛否両論の意見がありました。議員も何度も何度も議論を重ねてまいりました。村長は一貫して村の中心地づくりの拠点としてどうしてもつくりたいと、大変多くの機能を持った施設、防災、加工、カフェ等、様々な機能を備えています。この観光交流館、広く村民の方々に理解と利用をしていただくために、村長の思ひを込め、村民に向けメッセージをぜひ送っていただきたいと、そんなふうにお願ひします。

議長（林 昌枝君） 村長。

村長（後藤幸三君） 奈良議員の質問にお答ひいたします。

私は、最近ではありませんが、20年ぐらい前から、食べるそばにご執心でありまして、食べることには非常に興味があります。今考えれば、シェフになったほうがよかったのかなという思ひであります。

観光交流館については令和元年度から本格的に進めた事業であります。今年度に完了することとなり、非常に感極まるものがござひます。住民の皆様、議員各位、そして関係する方々のご協力、ご指導をいただきながら建築工事については来年3月完成に向けて進んでおります。

観光交流館につきましては、1階には有事の際の避難施設として備蓄倉庫も完備しております。農産物加工所については年間を通じてのフル活動を目指す1.5次加工をメインとした村内等の農産物等の加工施設として、地元の生産者と連携を図り農業振興を進めていきたいと考えております。

地域住民の多様性または交流する場ではスペースを提供することにより、イベント等の活用ができる拠点とします。

2階につきましては地元農産物等を利用したメニューの提供に力を注ぎ、地元生産者、そして村を訪れる方々と交流を重ねることによる交流人口の拡大、そして多くのリピーターが訪れる施設として村の観光交流の拠点として活用していきたいと考えております。

以上です。

議長（林 昌枝君） 奈良議員。

8番(奈良哲男君) 来年4月のオープンに向けて今工事が進んでいると思います。どうぞスムーズなオープンとスムーズなスタートが切れますように、より一層の努力をお願い申し上げます。質問を終わります。

議長(林昌枝君) ほかに質疑ありませんか。

4番、後藤議員。

4番(後藤肇君) 63ページの6款1項3目の中に人・農地プラン策定検討会1回とございまして、この辺の内容と、あと、農業認定者というのが高山には二十数名おるかと思うんですけども、その農業認定者になる要件、その辺のご説明をいただければありがたいんですけど。通告はしていませんので、分かる限りで結構です。

議長(林昌枝君) 農林課長。

農林課長(平形英俊君) 後藤肇議員のご質問にお答えいたします。

まず、人・農地プラン策定検討会1回ということですが、こちら昨年12月に原公民館におきまして、原の土地改良の関係で行った関係でございます。その際に、農業事務所の方にも来ていただきまして、人・農地プラン策定検討会も兼ねて行ったということでございます。

また、認定農業者につきましては、今現在17人となっております。うち法人が3件含まれております。

要件等につきましては、ちょっと手元に資料がないため、確認をしまして、改めてご報告させていただくということによろしいでしょうか。

議長(林昌枝君) 後藤議員。

4番(後藤肇君) ありがとうございます。

要件等は後でも結構なんですけど、ただ、今までのとおりとか、そういうものをお聞かせいただきながら、農地プランとか移住定住、その辺も含めて考えますと、課を横断して検討会なりそういうものをこれからはしていかないと、課単独ではなかなか難しいかなというところをちょっと、話を聞かせていただいている中で感じております。というのは、補助金とかいろいろ諸問題はあると思うんですね。でも小回りが効く高山ということで、村長なんかもお話ししているように、やはりその辺を年1回持って、特段に進めていく事項とか、そういうものは課を横断して決めて、早急に取り組んでいく、そういう姿勢もかなり必要性があるんじゃないかと。

各課の問題点を議員の方が説明しますと、大体それなりにやっただいている、皆さん

努力しているんだなと感じるんですけれども、全体で高山としてレベルアップしていくのには、何かそういう方向を特段にとっていただいて進めていかないと、なかなか事業として進んでいかないかなと。私の感想で申し訳ないんですけれども、感じたところがありましたんでお話しさせていただきました。

以上です。

議長（林 昌枝君） 3番、林議員。

3番（林 和一君） 成果説明書71ページ、6款2項2目林業振興費になります。その中で森林経営管理制度事業という項目なんですけど、この制度は森林の管理の将来を左右する大きなものであろうというふうに思っております。長期にわたる取組になりますから、年次計画で進めていくということになるんでしょうけれども、令和2年度で説明会を1回、意識調査の取組で123通の郵送で97通の回収となりまして、回収率は4分の3を超えているという結果になっておりました。

そこでなんですけど、この調査の後追いの処理と、現金でも未回収になっている分の対応について、今後どんなふうに処理されていくのか、分かる範囲でご説明をいただければと思います。

議長（林 昌枝君） 農林課長。

農林課長（平形英俊君） 林議員からのご質問にお答えいたします。

この森林経営管理制度は所有者不明や経営意欲の低下から荒れた森林が急増するおそれがあるため、国は平成31年4月に森林経営管理法が施行となりました。この法律は、市町村が仲介役となって所有者から森林を預かり、意欲のある担い手に経営管理を橋渡しする仕組みとなります。そのため、高山村では令和2年12月に森林経営管理制度に関する説明会を役場の会議室におきまして、県吾妻環境森林事務所の経営管理監をお招きし、森林環境譲与税及び森林経営管理制度について説明をしていただき、また村の担当より意向調査について説明を行いました。

このときの説明会では、中之条町に隣接している国道北側の熊野の辺りが1林班で、1林班、2林班を対象に行いました。その後は3から4林班までの所有者の方につきましては、コロナ感染症対応のため意向調査票を郵送により実施し、今年度は11班の意向調査を実施中となっております。

林班でございますが、こちら樹種ごとに区分けをした区域のことで、高山村では1林班から59林班までありますが、村有林や共有林、森林整備センター、こちら旧公団の分収契約地

等につきましては対象外であるため、意向調査の対象としている林班数は42個あり、対象面積では963.45ヘクタール、所有者数で979名に及び、令和2年度から令和14年度までの13か年で経営管理権の集積を計画しております。

こちら森林経営管理制度の流れになりますが、まず、所有者の方に意向調査を行い、自分で管理できない森林かをあぶり出します。そして所有者が村に経営管理を委託したいと回答をいただいたときには、村と協議の上、必要に応じて経営管理の委託手続を行います。また、村に森林の経営管理を委託した場合には、森林経営に適した森林は村が林業経営者に経営管理を再委託し、経営管理に適さない森林は、村が自ら森林の管理を行っていくような流れとなります。

ただし、森林の状況等によりましては、必ずしも村が経営管理を受託するとは限りませんので、ご承知おきくださいということで意向調査の注意事項のほうに明記はさせてもらっております。

また、未回収の方につきましては、今後、電話等また再通知等させていただき、内容の確認をとっていきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上となります。

議長（林 昌枝君） 林議員。

3番（林 和一君） 内容は理解できました。

この中でちょっと心配なのが、私自身も身をもって感じているところなんですけれども、村外といいますか、県外、遠くにいる方で、現地の状況を把握していない所有者が結構おられるのかなと思っているわけなんですけれども、こうした方に対して有効な手段にこれができるのかなというように思っていますので、こういった方のため、村全体の土地が荒れないという、山林からの災害防止のためにも非常に重要な部分であろうかなと思っておりますので、大変ありがたい対応だと思いますので、ぜひこれを十分生かして事業を進めていただければというふうに思っております。以上です。

議長（林 昌枝君） 1番、後藤議員。

1番（後藤明宏君） 成果説明書6款1項3目農業振興地域整備計画策定事業により見直しが行われているわけですが、田畑の地主が所有する田畑が農業振興地域にかかっていることも知らずにいる人が多く、様々な弊害が起きています。農業委員会を通じて所有者に事業内容と見直しを希望する土地に関して、申請方法など情報を通知できないでしょうか。

議長（林 昌枝君） 農林課長。

農林課長（平形英俊君） 後藤明宏議員からのご質問についてお答えいたします。

以前は高山村全体が県から指定された農業振興地域で、農業振興地域内の全ての農地は農用地区域（青地）となっておりました。転用する場合は、年に2回ある農業振興地域の除外申請を行い、除外後に転用申請を取っておりました。

平成23年度からは、この農用地区域の指定は、従来の農業振興地域内全ての農地が農用地区域から改め農業振興地域内に農用地区域（青地）と農用地区域外（白地）に区分けしたのになり、青地は農地として守っていく農地、白地は農地以外の転用も可能な土地に区分けしたのになりました。指定は農業振興地域の整備に関する法律に定められており、5年に一度、県により高山村の農用地区域として確保すべき面積が示され、地番の指定に当たっては農業委員会、農協、森林組合等の関係団体等の承認及び地番を記した関係書類を農用地区域内の土地所有者等に対し30日間公示し、その後15日間の異議申立て期間を経て決定となります。

今年度、5年に一度の見直しにより、昨年度から2か年にわたって農業振興地域整備計画策定事業を進めてまいりましたが、前回から農地の見直しについて相談があったもので、農用地区域からの除外の要件全てを満たしている農地につきましては今回の計画に取り入れ、ほぼ見直し案が出来上がり、ただいま県吾妻農業事務所へ協議を進めており、令和3年度末までには県知事の同意をいただき、計画変更の手続が終了する見込みとなっております。

そのため、次回の見直しが令和8年度となってしまうため、その時期が来ましたら広報等で農業振興地域の見直しについて周知を行い、農地の見直し希望のある方は農業委員さんを通じて希望を伝えてもらう方向に検討していきたいと考えております。

以上となりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

議長（林 昌枝君） 後藤議員。

1番（後藤明宏君） 農振地域の指定というか、私も勉強不足で知らなかったんですね。農業委員になったときに、初めてそういうことがあるということを知りまして驚いたんですけども、その中でいろんな話を聞くと、自分ちの長男が家を建てたいけれども、そこが農振にかかっている建てられない、どうしたらいいんだというような話がよくあって、どうしても建てられないんじゃ村外に出てしまうというような話が結構あります。ですからその辺をよく考えて、これからそういう希望者がある場合、なるべく解除していただくように努力していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長（林 昌枝君） ほかに質疑はありませんか。

佐藤議員。

2番（佐藤晴夫君） 成果書の61ページ、農業振興事務費の中でございますが、あがつま地域農業用廃資材等適正処理推進協議会20万6,400円くらい負担していますが、これは廃ビ・廃ポリの扱いに対して村とJA等が補助していると思います。去年のやつを見ると割と量が多いんですけども、この利用者等はどのくらいおまして、これは産廃を防ぐために皆さんに役立っている事業だと思いますんで、その辺が分かったら教えてください。

議長（林 昌枝君） 農林課長。

農林課長（平形英俊君） 佐藤議員からのご質問についてお答えいたします。

JAあがつまで主導して行っておりますあがつま地域農業用廃資材等適正処理推進協議会での農業用ビニール、農業用ポリフィルム等の昨年度の回収実績が、高山村分で農業用ビニールが905キロ、令和元年度が2,015キロあり、前年度と比較しますと1,110キロの減となります。利用者につきましては16名、令和元年度が21名となっております。

また、農業用フィルムが1万7,735キログラム、令和元年度が930キログラム、前年度と比較すると8,705キロほど増えております。利用者につきましては64名、令和元年度が46名となっております。

以上でございます。

議長（林 昌枝君） 佐藤議員。

2番（佐藤晴夫君） それで、これのキロ当たり村とJAから何か補助みたいなものがありますかね、それも教えてください。

議長（林 昌枝君） 農林課長。

農林課長（平形英俊君） 補助の関係でございますが、まず、農業用ビニールにつきましては、農家の負担が1キログラム当たり40円、町村負担が1キログラム当たり10円を負担しており、正規の処理料でいくと50円ということになってきます。また、農業用ポリフィルムのほうが、農家負担が1キログラム当たり36円、町村負担が、こちらキログラム当たり10円を負担しており、正規でいくとこちらは46円となります。

なお、処理運搬費用につきましては、こちらの処理費用の中には含まれておらず、JAや町村、各種団体等からの運営助成金からの収入によるあがつま地域農業用廃資材等適正処理推進協議会より負担していると聞いております。

ちなみに、大型トラック1台当たり税抜きで6万円、トラックに積める量が5トンまでとなっております。

以上となりますが、よろしく願いいたします。

議長（林 昌枝君） 後藤議員。

1 番（後藤明宏君） 成果説明書の69ページ、6 款 1 項 5 目農地整備事業に関してですけれども、原地区の土地改良事業計画の推進状況と、令和 5 年度より本格的な整備が始まるわけですが、整備計画と整備期間中の畑の耕作に関して不安視する方もおられます。その辺の計画をお聞きします。

議長（林 昌枝君） 農林課長。

農林課長（平形英俊君） 後藤明宏議員からのご質問についてお答えいたします。

原地区で計画をしております土地改良事業の進捗状況でございますが、受益面積が21万8,037平米、約21.8町歩、地権者67名、担い手、認定農業者の方が8名となっております。こちら事業対象農地の全てを農地中間管理権が設定されていることが採択要件で、基盤整備と一体的に農地中間管理機構による担い手への農地の集積・集約化を推進するため、事業の負担割合が国55%、県が27.5%、村が10%、地元7.5%分を国が負担するため、地元負担がなしとなっております。

令和 2 年、令和 3 年の 2 か年事業で県が実施主体で行っております事業計画内の農道や導・排水路計画等の計画図面作成業務を現在進めておりますが、そのほかに今年度中に担い手の方の営農計画の策定や経営体育成促進事業によるアンケート調査等を行い、来年 3 月末までには農地中間管理権の設定を県農業公社へ提出することになっております。

また、当地区が埋蔵文化財の包蔵地区となっているため、今後、埋蔵文化財の本調査を実施するのにどのくらいの発掘費用がかかるのか、村教育委員会事務局に試算をお願いしているところでございます。

そして、令和 4 年度には換地設計基準の作成や地区内の環境生物調査の実施、事業採択申請を県へ令和 4 年 8 月頃に提出、その後、国・県のヒアリングを受け、令和 5 年 3 月末には事業採択となる予定でございます。令和 5 年度には地区全体の実施設計や換地計画の原案作成、埋蔵文化財の本調査が始まります。

そして、令和 6 年度から埋蔵文化財の本調査は引き続き行いますが、整備工事のほうはその年の作物の収穫が終わる11月くらいから 3 月までの 5 か月ほどの間で工事を進めていく予定となっております。

その後、令和 7 年、8 年度も作物収穫後に工事を実施し、今のところ令和 9 年度には工事が完了、令和10年度以降に確定測量、換地計画の決定、換地処分に伴う換地清算及び登記等

を行い、全ての事業が終了する予定で計画をしておりますが、令和5年度に実施します埋蔵文化財本調査の結果次第によっては整備工事のほうが遅れる可能性もあります。

以上となりますが、よろしく願いいたします。

議長（林 昌枝君） 後藤議員。

1番（後藤明宏君） 細かな説明ありがとうございました。

それと、70ページ、6款2項1目薪ストーブの購入補助事業、そちらについて質問いたします。

令和2年度で事業終了とありますが、補助台数、令和元年度3台、令和2年度7台と利用件数があるのに、なぜやめてしまうのか。また、事業仕分けと聞いておりますが、理由をお聞かせください。

それと、まきストーブの利用はSDGs持続可能な開発目標、目標13の気候変動に具体的な対策、地球温暖化対策、二酸化炭素削減に即した事業でした。今後さらにパワーアップしたこのような補助事業としての考えはあるのでしょうか。

議長（林 昌枝君） 農林課長。

農林課長（平形英俊君） 後藤明宏議員からのご質問についてお答えいたします。

まず、1つ目のご質問についてでございますが、廃止の理由につきましては、副村長を座長にして、村の課長職がメンバーとなっておりますみらいプロジェクト会議において、サマーレビュー、オータムレビューの中で決まりました。サマーレビューというのは昨年7月末に実施しましたが、令和元年度事業の検証と今後の事業の見通しについて検討し、その後、オータムレビューというのが昨年11月上旬に実施をしましたが、サマーレビューの結果を踏まえて、令和3年度予算編成に向けて事業の見直しを行う場で、予算編成方針で重点的に取り組む事業につきましては予算を優先とし、それ以外の事業につきましては基本計画の目標達成度の貢献度が高いか低いか、また緊急度が高いか低いかといった指標を基にしまして、AからDの4つの区分とし、その中でD判定となったものは令和3年度以降廃止となりました。

今回の薪ストーブ購入補助事業につきましては、平成30年度が申請がゼロ件、令和元年度申請が3件、令和2年度申請につきましては、その査定時の段階ではゼロ件だったため、余り申請がなければ村単独での補助金ということもあまして、また目標が木材関連事業の活性化に利用するため、木材の有効利用をするという目標を達していないという判断に至りまして廃止の方向で検討となり、D判定となりました。

次に、2つ目のご質問でございますが、薪ストーブの利用は、SDGs持続可能な開発目標の13に気候変動に具体的な対策として書かれておりますが、さらにパワーアップした補助事業という考えはあるのでしょうかという関係でございますが、こちらにつきましては、今後もっと情報収集を行いまして、国や県の動向を踏まえた上で判断していきたいと考えております。

以上となりますが、よろしく願いいたします。

議長（林 昌枝君） 後藤議員。

1番（後藤明宏君） 村民の方もこの事業をすごく期待して待っていた方もいらっしゃると思いますので、ぜひまたこのような事業を行っていただければありがたいと思いますけれども、よろしく願いします。

議長（林 昌枝君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（林 昌枝君） それでは、暫時休憩といたします。

午後2時から再開いたします。

休憩 午後 1時47分

再開 午後 2時00分

議長（林 昌枝君） 再開します。

最初に、先ほど4番、後藤議員の質問に対しまして農林課長からの答えが出ますので、よろしく願いします。

農林課長。

議長（林 昌枝君） 農林課長。

農林課長（平形英俊君） 先ほどご質問に答えられませんでした後藤肇議員からのご質問についてお答えさせていただきます。

認定農業者の要件でございますが、年齢は、新規の場合ですが、原則として60歳未満であること、農業経営改善計画を作成し、経営改善の意思があることというのが要件となっております。この農業経営改善計画というのが農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の対応等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標に照らし適

切なものであり、かつ達成が確実であることというのが認定の基準となっております。

また、農業経営改善計画の目標が基本構想の目標をある程度下回る場合に当たりましては、将来達成することが確実であるということがつけ加えられております。そして、農業経営改善計画の審査というのがありまして、その審査会で認定となった方が認定農業者となるようなことになっております。

以上でございますが、よろしく願いいたします。

議長（林 昌枝君） 後藤議員。

4番（後藤 肇君） よく内容的には分かりましたんで、そういう人が1人でも村から出ることを期待して、回答ありがとうございました。

議長（林 昌枝君） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 次に、8款及び9款について質疑を行います。

後藤議員。

1番（後藤明宏君） 87ページ、8款2項5目橋梁改良事業について質問いたします。

長年にわたり橋梁改良事業が計画されておりますが、村内に改良が必要な橋梁数と現在の改良状況、今後の予定と、全ての橋梁改良が終了するまでにはあと何年ほどかかるか、計画は分かりますでしょうか。

議長（林 昌枝君） 建設課長。

建設課長（飯塚優一郎君） 後藤議員からのご質問でございますが、現在、橋梁の長寿命化事業ということで橋梁の補修工事を実施しております。本村が管理している橋梁ですけれども96橋ございます。96橋を毎年5地区に分かれまして橋梁点検をしておるわけですけれども、最新の状況でございますと、健全な橋梁とされているものが68橋、それから予防的保全が必要な橋梁として少し補修が必要な橋梁というのは27橋、それから早期に橋梁の手当てをして補修したほうがよいということになったものが、残りが1橋、それと緊急的な橋梁の補修が必要なところということでゼロ橋と、4段階に分けて管理しております。

高山村には、一番悪い、緊急的な段階の橋梁というのはなかったということで、早期に長寿命化の補修が必要とされた橋梁が過去10橋ということでございました。平成25年から橋梁の補修工事を進めまして、現在、早期に補修が必要な橋梁が1橋となっております。その1橋というのが今回契約をさせていただきました田尻橋になります。

田尻橋につきましては、事業費が大きいということで、国庫補助金の関係から今年度と来

年度2か年に分けて橋梁の補修工事をやらせていただく予定となっております。

早期的に措置が必要な橋梁というのがなくなりますと、次に予防保全の段階にある橋梁の補修工事ができるようになりますので、現在のところ、その橋梁が27橋ございます。簡単な補修で済むものもありますし、ある程度お金のかかる橋梁というものもありますので、こちらについても橋梁の社会資本整備総合交付金の高山村に配分されている事業費を勘案しながら、そちらのほうに令和5年度から着手していきたいというふうに考えておりますので、何年かかるかというのはちょっと分からないんですけども、そんな形で常に橋梁の点検をしながら進めていきたいというふうに考えております。

よろしく申し上げます。

議長（林 昌枝君） 3番、林議員。

3番（林 和一君） 成果報告書94ページ、9款1項1目消防費でありますけれども、その中の消防施設設備管理事業でよいのかと思われませんが、以前、消防団による訓練を見させていただいたことがありました。その中で、水圧に耐え切れず延長したホースから水漏れがありまして、少々見苦しい状況が見られたということがありました。現在ではそうした心配は解消されているのかどうかお聞きしたいと思います。

議長（林 昌枝君） 総務課長。

総務課長（割田 眞君） 林議員の質問にお答えいたします。

消防車に備えてあるホースにつきましては、各分団で点検をしていただき、穴等が空いている場合はすぐ交換という形を取っています。分団には予備としてホースのほうを配布してございまして、その予備が足りなくなれば、また村のほうで充足するという形になっております。

それとあわせて各分団に、一時的にホースの水漏れを止める器具なども配備されているわけなんですけど、なかなかその辺の使い方が団員に伝わっていないところもありまして、今後その辺も、団員に使い方を指示するよう手はずになっておりますので、今後またそういったところも改善されてくるかなと思いますので、よろしく申し上げます。

議長（林 昌枝君） 林議員。

3番（林 和一君） これから冬場のシーズンになったときには余計なんですけれども、あの水漏れの状態がありますと凍結だとか、その周辺にいる団員含めて、一般の方もなろうかと思うんですけども、水に当たってしまうというような状況も心配をされましたので、ぜひそれについてはよく配慮されたほうがいいのかというふうに思っておりますので、よろ

しくお願いいたします。

議長（林 昌枝君） 7番、平形議員。

7番（平形眞喜夫君） 成果表の90ページの8款4項4目空き家対策事業についてお伺いします。

空き家の実態調査や現地調査が実行されて、倒壊や危険物件もあると思います。それらの物件に対する危険度を知らせる方法をお知らせください。

また、倒壊や危険な物件の数も併せてお願いいたします。

議長（林 昌枝君） 建設課長。

建設課長（飯塚優一郎君） 平形議員からのご質問にお答えいたします。

空き家対策事業の関係の広報につきましては、村の広報、それからホームページ等を通じてさせていただきまして、広報のほうを活用させていただきたいと思います。

空き家の実態調査の結果、特定空き家の可能性がある建物というのが36件ございます。そのうち地域からの相談や苦情などがあった物件が3件ございます。現時点では特定空き家に指定する前の段階で解体補助金の活用、それから所有者の事情においた問題解決策の相談を進めておる状況になりますが、次の段階としては、空き家法に基づいて特定空き家等の指定を行って、指導、助言、それから勧告、命令、代執行と手続を進めることとなります。

また、特定空き家の指定については、1級建築士の方に客観的な立場から建物の評価をさせていただいたり、空き家等対策推進協議会のほうで審議をさせていただいて指定するという手続もありますので、こちらのほうを実際、道路のほうに倒壊が危惧される物件ですとかというところを指定を行っていきたいと思っております。できれば所有者と話し合いをした上で特定空き家のほうに指定させていただいて、補助事業等を活用して除却みたいなのができるればいいと考えておりますので、そちらのほうを進めてまいりたいというふうに思っております。

議長（林 昌枝君） 平形議員。

7番（平形眞喜夫君） よく努力しているとは思いますが、やっぱり空き家が目につくと過疎化が進んでいるように来た人が思うようなところがありますので、なるべくあんまり目立たないようにというのはおかしいですけれども、そういう努力も引き続きお願いいたします。

議長（林 昌枝君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（林 昌枝君） 次に、10款について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（林 昌枝君） 次に、11款から14款及び歳入について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 次に、認定第2号から認定第8号までの7議案について一括して質疑を行います。

なお、質疑の際には会計名、ページ名、事業名称など質問箇所を明示してからお願いいたします。

特別会計の質疑ですけれども、質疑ないですか。

〔発言する者なし〕

議長（林 昌枝君） 質疑なしと認めます。

これから議案ごとに討論、採決を行います。

最初に、認定第1号について討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから認定第1号 令和2年度高山村一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、認定第1号は認定することに決定しました。

次に、認定第2号について討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから認定第2号 令和2年度高山村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、認定第2号は認定することに決定しました。

次に、認定第3号について討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから認定第3号 令和2年度高山村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、認定第3号は認定することに決定しました。

次に、認定第4号について討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから認定第4号 令和2年度高山村介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、認定第4号は認定することに決定しました。

次に、認定第5号について討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから認定第5号 令和2年度高山村土地開発事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、認定第5号は認定することに決定しました。

次に、認定第6号について討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから認定第6号 令和2年度高山村農業用水事業特別会計歳入歳出決算認定について採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、認定第6号は認定することに決定しました。

次に、認定第7号について討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから認定第7号 令和2年度高山村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、認定第7号は認定することに決定しました。

次に、認定第8号について討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから認定第8号 令和2年度高山村水をきれいにする事業特別会計歳入歳出決算認定について採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、認定第8号は認定することに決定しました。

委員会の閉会中継続調査（審査）申出書について

議長（林 昌枝君） 日程第24、委員会の閉会中継続調査（審査）申出書についてを議題と

します。

お諮りします。

申出書のとおり閉会中の継続調査（審査）とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 異議なしと認めます。

したがって、申出書のとおり閉会中の継続調査（審査）とすることに決定しました。

議員派遣について

議長（林 昌枝君） 日程第25、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。議員の派遣については、別紙議員派遣についてのとおり派遣したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（林 昌枝君） 異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣については別紙議員派遣についてのとおり派遣することに決定しました。

閉会の宣告

議長（林 昌枝君） これで本定例会に付議された案件は全て終了しました。

会期15日間にわたり慎重審議、大変ご苦労さまでした。

以上をもちまして、令和3年第3回高山村議会定例会を閉会します。

閉会 午後 2時21分